

高山市産業振興計画

令和2年3月
高山市

経済の好循環の実現を目指して

本市では、市内経済の活性化と市民生活の向上を図るため、平成21（2009）年に「高山市産業振興基本条例」を制定するとともに、この条例に基づく「高山市産業振興計画」を策定し、市民・事業者・産業振興団体・行政が一体となって産業振興の取り組みをすすめてまいりました。

条例の制定から10年が経過し、その間、人口減少や少子高齢化の急速な進行、社会や経済のグローバル化、第4次産業革命の進展、異常気象による災害の発生など、本市の産業を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、本市においても、外国人観光客の増加、域外資本企業の増加などにより、市内経済の状況は大きく変化しています。

このような社会経済情勢の変化に対応し、産業の振興に関する施策の総合的な推進と市内経済の好循環を図るため、産業連関表の作成と地域経済構造分析に取り組み、その結果を踏まえ、令和2（2020）年3月に「高山市産業振興基本条例」の改正と、産業振興計画の見直しを行いました。

新たな計画においては、「経済構造のあるべき姿」として、飛騨高山ブランドのさらなる強化と豊かで特色ある地域資源の活用により、域外市場産業の成長を促し、市内産業間や企業間のつながりを強化することにより、市内経済への波及と資金循環を促進し、市内経済の好循環の実現を目指すことを明確に位置付けました。

こうした方向性や考え方を事業者や産業振興団体、金融機関、大学、市民の皆様と共通認識し、連携を深め、産業振興の取り組みを着実にすすめてまいりたいと考えています。

本計画の策定にあたり、貴重なご提言、ご意見をいただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後とも一層のご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

高山市長

國島芳明



目次

第1章 産業振興計画の策定にあたって	1
1 策定の趣旨	2
2 位置づけ	3
3 計画期間	3
第2章 本市を取り巻く社会情勢	5
1 人口減少、生産年齢人口の減少	6
2 第4次産業革命の進展	7
3 経済の動向	8
4 企業活動の世界的な評価軸（ESG）	9
5 持続可能な開発目標（SDGs）	10
第3章 経済構造のあるべき姿	11
1 経済構造のあるべき姿	12
第4章 経済構造の現状と課題	13
1 稼ぐ力	15
2 市内資金循環	21
3 産業を担う人材	25
第5章 産業振興のための基本的方向	29
1 飛騨高山ブランドの強化と域外市場産業の成長促進	31
2 産業間・企業間の連関性向上	32
3 イノベーションの促進と生産性の向上	33
4 都市構造と産業振興施策の連動	34
5 産業を担う人材の育成・確保と働きやすい環境づくり	35
第6章 基本的方向に基づく分野別の施策の基本方針と取り組み	37
1 商業・工業	39
2 観光	46
3 農業・畜産業	52
4 林業	58
5 産業を担う人材（各分野共通）	62
第7章 本計画の推進に向けて	67
1 地域経済懇談会の設置	68
2 経済構造の状況の把握	69
3 推進のための役割分担と連携	70
資料	72
1 産業振興計画策定にかかる意見交換会等	72
2 高山市産業振興基本条例	74

第1章

産業振興計画の策定にあたって

第1章 産業振興計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

高山市産業振興基本条例に基づき、2010（平成22）年度に高山市産業振興計画を策定し、基本的な考え方を「飛騨高山ブランドのさらなる強化と、地域資源の活用による持続可能な産業の振興」と位置付け、6つの視点（次世代を担う人材の育成、戦略的な交流の推進、地域資源を活かした個性・魅力あるものづくりの促進、地域の特色を活かしたまちづくりの推進、自然環境・景観の活用、次世代への継承、就労機会の拡大と労働環境の整備）に基づき、さまざまな取り組みをすすめてきました。

そうした中、2017（平成29）年度からは、客観的なデータ分析等に基づいた効果的な産業振興施策を展開するため、産業連関表¹の作成と地域経済構造分析に取り組み、資金を市外から獲得している域外市場産業（基盤産業）²の状況や、産業間のつながり、市際収支³など、市内の産業経済構造の把握に努めてまいりました。

その結果、市外からより多くの資金や人材を獲得し、市内経済に波及させる仕組みをつくること、産業間・企業間のつながりを強化し資金循環を高めること、またそうした考え方を事業者や産業振興団体をはじめとする関係者と共有し、連携を強化しながら取り組みをすすめていくことが重要であることを認識したところであり、平成31年度からは事業者等との地域経済懇談会を踏まえて施策の検討を行うなど、新たな視点による課題へのアプローチ、方向性を見出す取り組みをスタートしました。

一方、人口が減少し、社会経済情勢も急激に変化していく中、市内経済を支えている中小企業者等の持続的発展、市内への参入が増加している域外資本企業⁴との共生、AI⁵やIoT⁶をはじめとした最新技術の活用による生産性の向上などへの対応も大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、経済の好循環の実現に向けた「経済構造のあるべき姿」を明確に位置づけ、市民、事業者、産業振興団体、金融機関、大学、行政等が共通認識し、それぞれが役割を担い、連携をさらに強化していくとともに、産業連関表や地域経済構造分析等に基づく効果的な産業振興施策をすすめていくため、高山市産業振興計画を策定します。

¹ 産業連関表

：ある地域の一定期間（通常1年間）において、産業間、地域間などの財やサービスの流れを示した表。地域における経済構造や産業の持つ強さや影響力などが把握できる

² 域外市場産業（基盤産業）

：市外を主な市場としており、資金を市外から獲得している産業

³ 市際収支

：移輸出から移輸入を差し引いた額

（※移輸入：市内の産業が市外から調達する財・サービスのこと 移輸出：市内の産業が市外に供給した財・サービスのこと）

⁴ 域外資本企業

：事業者であって、市外に本社を有するもの

⁵ AI

：Artificial Intelligence の略 人工知能のこと

⁶ IoT

：Internet of Thing の略。モノのインターネットとも呼ばれ、多種多様なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りする仕組みのこと

2 位置づけ

高山市産業振興計画は、高山市第八次総合計画を上位計画とし、2020（令和2）年3月に改正した高山市産業振興基本条例との連動性を図るとともに、産業や土地利用、環境などに関する各種計画との整合性を図りながら、経済構造のあるべき姿や産業振興のための基本的方向、分野別の施策の基本方針と取り組み、計画の推進に向けた考え方などを示すものです。

3 計画期間

2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とし、急激な社会経済情勢の変化などに的確に対応できるよう、必要に応じて見直しを図るものとします。

第2章

本市を取り巻く社会情勢

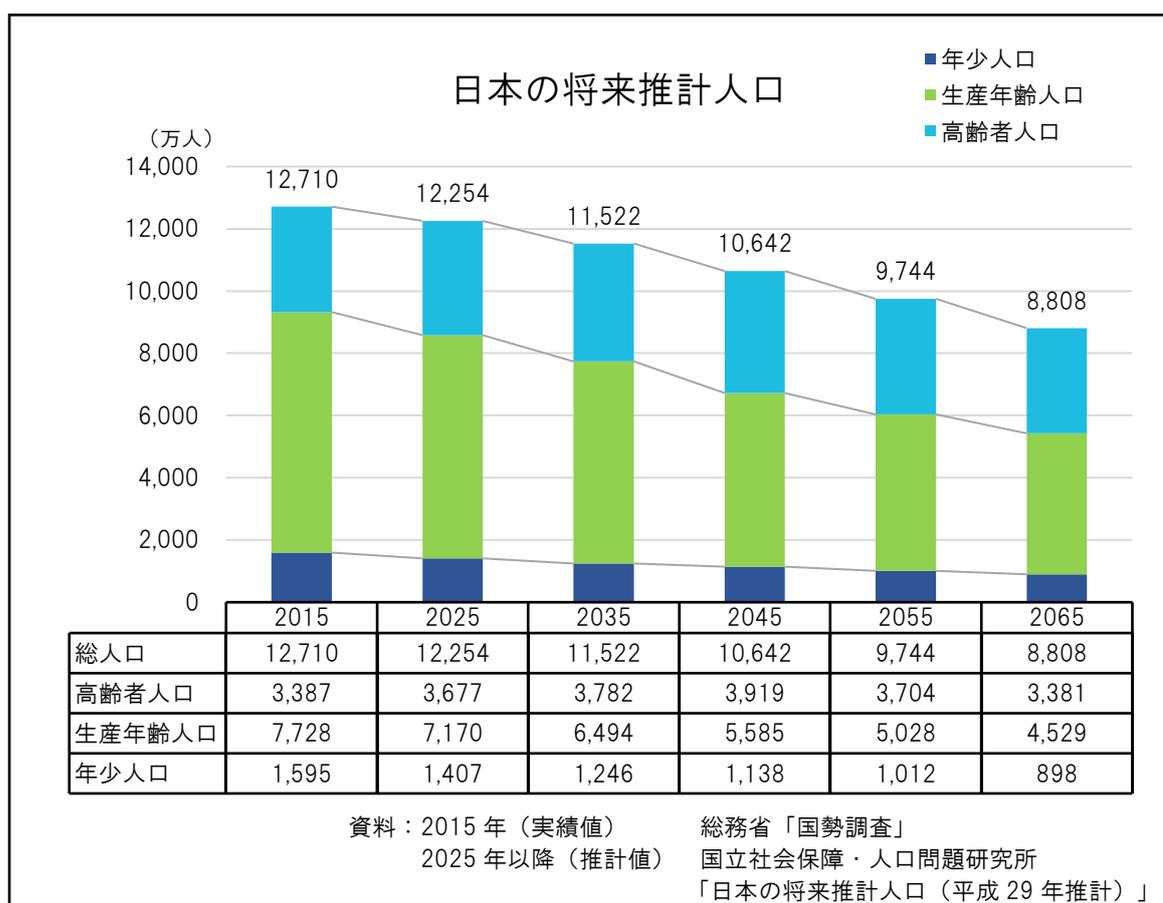
第2章 本市を取り巻く社会情勢

1 人口減少、生産年齢人口の減少

○国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、日本の2065（令和47）年の推計人口は8,808万人と見込まれ、2015（平成27）年国勢調査の1億2,710万人と比較して50年間で3,902万人（2015（平成27）年人口の30.7%）減少するとされています。

○2065年の3階層別の人口推移をみると、年少人口⁷は1,595万人から898万人へと697万人（2015（平成27）年人口の43.7%）減少、生産年齢人口⁸は7,728万人から4,529万人へと3,199万人（2015（平成27）年人口の41.4%）減少、高齢者人口⁹は3,387万人から3,381万人へと6万人減少するものと推計されています。

○人口減少や生産年齢人口の減少により、労働者不足や事業・技能承継など後継者不足による問題が顕在化しており、今後、さらにこの傾向は進んでいくものと考えられます。



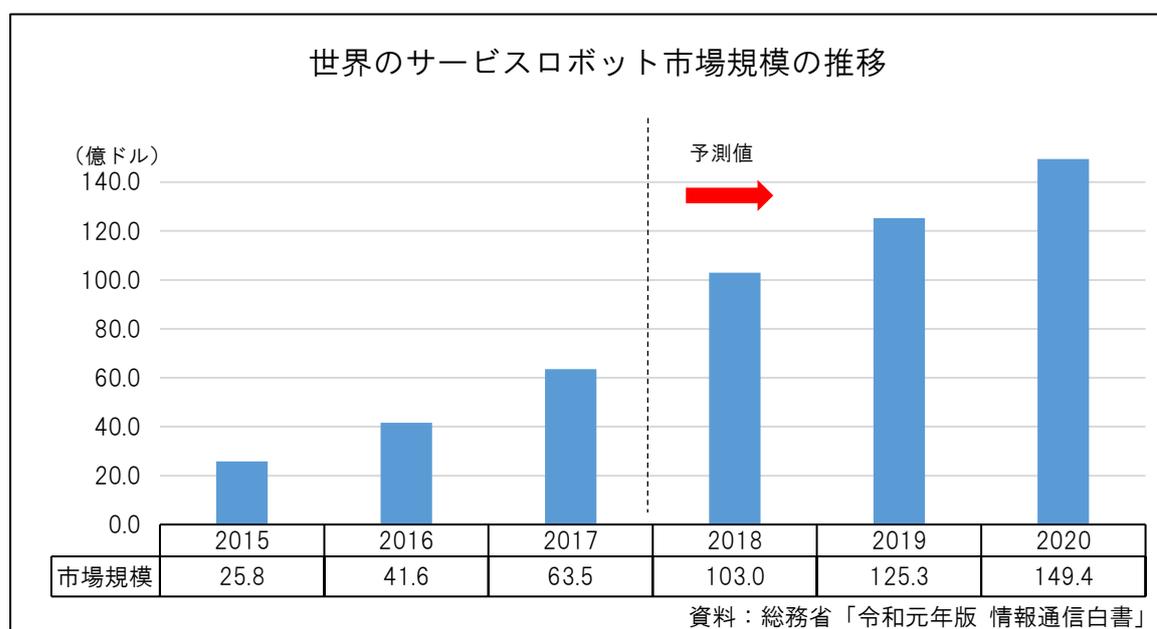
⁷ 年少人口
：15歳未満の人口

⁸ 生産年齢人口
：15歳～65歳未満の人口

⁹ 高齢者人口
：65歳以上の人口

2 第4次産業革命の進展

- 国が2018（平成30）年に成長戦略として閣議決定した「未来投資戦略2018」では、第4次産業革命によるイノベーション¹⁰をあらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する「Society5.0¹¹」の実現に向けた、最先端の取り組みを伸ばすさまざまな施策を講じることとされています。
- 社会的課題の一つとして、昨今、生産年齢人口の減少により労働者不足が深刻化していますが、AIやロボットなどによる自動化は、さまざまな分野で進んでおり、今後も、自動運転による物流面での過度な業務負担の軽減や、自動翻訳によるコミュニケーションの進化など、技術が進展することで省力化や生産性の向上が期待されています。
- 一方、AIやロボットなどがもたらす自動化・効率化、代替力によって、人間の活動の重点は、五感をフルに活用した頭脳労働や、チームワークの下で互いに知恵を出し合うコミュニケーションなどにシフトしていくことが予想されます。
- 飛躍的に進歩したIoT技術により、これまで地理的な制約で提供することができなかった新しいサービスの提供が可能になってきており、例えば、自然あふれる地域に住みながら個性豊かな「商品」や「サービス」を提供するビジネスが可能になるなど、地方においても活躍のチャンスを生み出すことが可能となってきています。
- 第4次産業革命の進展は、製造業のみならず、観光や小売業、農業、福祉、医療サービス業など幅広い産業分野や個人のライフスタイルに大きく影響してきています。



¹⁰ イノベーション

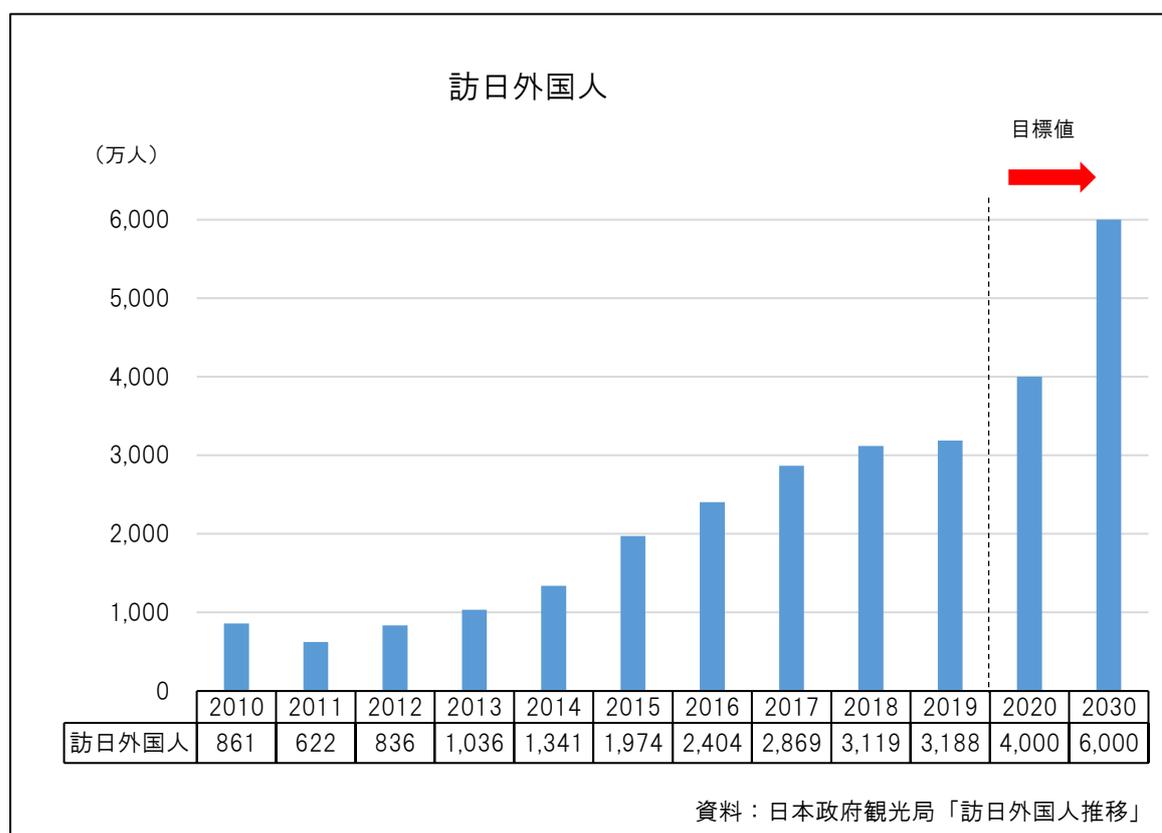
：生産を拡大するために労働、土地などの生産要素の組み合わせを変化させたり、新たな生産要素を導入したりする企業の行為
技術革新の意味にも用いられ、新市場や新製品の開発、新資源の獲得、生産組織の改革あるいは新制度の導入なども含む

¹¹ Society5.0

：内閣府の第5期科学技術基本計画において、日本が目指すべき未来社会の姿として提唱されたもの。日本政府として、サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会を目指すとしている

3 経済の動向

- 環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）¹²や日本・EU 経済連携協定（日 EU・EPA）¹³の発効など経済のグローバル化が進む一方、英国の EU 離脱や米中貿易摩擦など世界経済の不確実性が高まってきており、日本経済にも大きな影響を及ぼすようになっていきます。
- 訪日外国人は年々増加しており、国では訪日外国人の目標を 2020（令和 2）年に 4,000 万人、2030（令和 12）年には 6,000 万人とするなど、観光政策を国内総生産の増加に向けた主要な政策の一つとして位置付けており、今後も訪日外国人は増加していくことが見込まれています。
- 一方で、国家間の関係性の変化や地球温暖化による暖冬の恒常化、気候変動による自然災害の多発、新型コロナウイルス感染症の拡大など、さまざまな要因が世界経済に大きな影響を与えており、世界経済の先行きについて、不透明感が高まってきています。



¹² TPP 協定

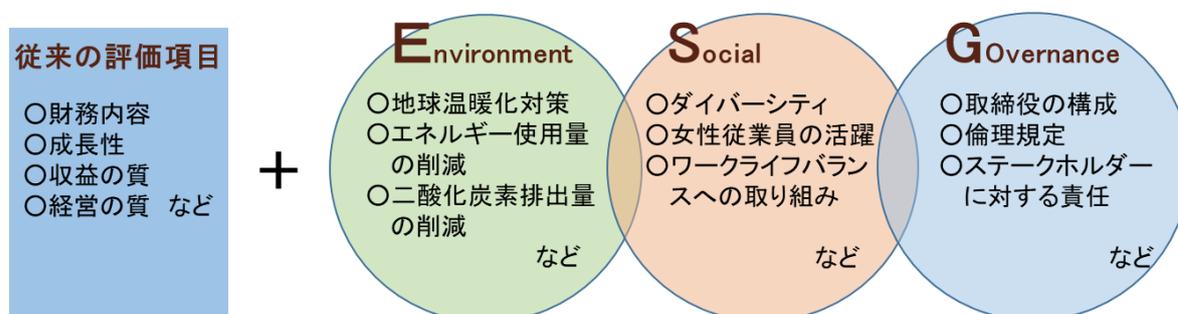
：アジア太平洋地域において、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引など幅広い分野で 21 世紀型のルールを構築する経済連携協定のこと

¹³ 日 EU・EPA

：日本と欧州連合間における、貿易や投資などの経済活動の自由化により連携の強化を図るための経済連携協定

4 企業活動の世界的な評価軸（ESG）

- ESGは、世界的な企業活動の評価軸で、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を取ったものです。
- 今日、企業の長期的な成長のためには、ESGが示す3つの観点が必要であるという考え方が世界的に広まっており、ESGの観点が薄い企業は、大きなリスクを抱え、長期的な成長が難しいとされています。
- ESGの観点は、企業の株主である機関投資家の間で急速に広がっており、投資の意思決定において従来型の財務諸表だけを重視するのではなく、ESGも考慮に入れる「ESG投資」が拡大傾向にあります。



5 持続可能な開発目標 (SDGs)

- 持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) は、2015年9月の国連サミットで採択され、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。
- 17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。
- SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組むこととしています。



第3章

経済構造のあるべき姿

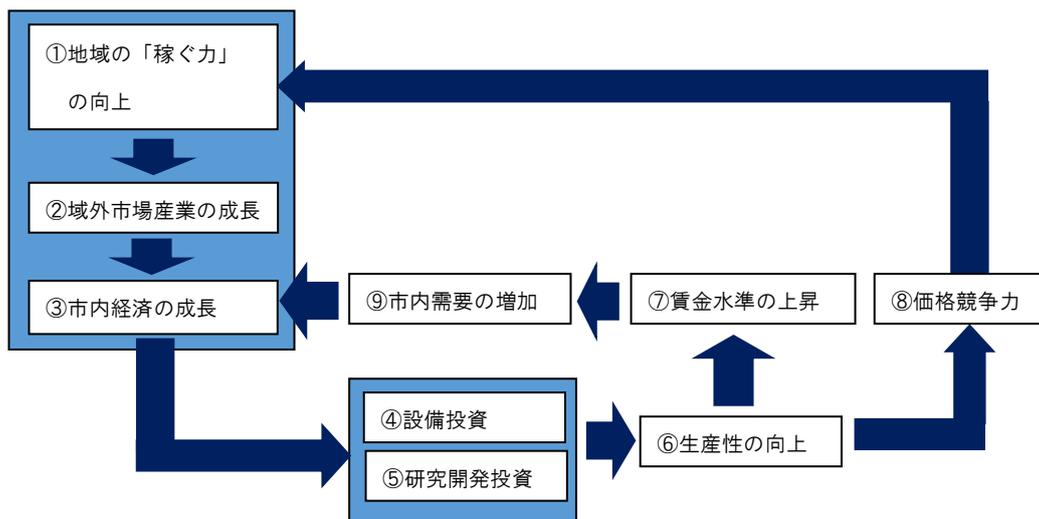
第3章 経済構造のあるべき姿

1 経済構造のあるべき姿

飛騨高山ブランドのさらなる強化と地域資源の活用により「稼ぐ力」が向上し、市内経済へ波及することにより「経済の好循環」が図られている。

飛騨高山ブランドのさらなる強化と豊かで特色ある地域資源の活用により、「稼ぐ力」の原動力となる域外市場産業（基盤産業）の成長を促し、市外からより多くの資金や人材を獲得するとともに、市内産業間・企業間のつながり（連関）を強化することにより、市内経済への波及と資金循環を促進し、「経済の好循環」の実現を目指します。

<イメージ>



参考：まちづくり構造改革Ⅱ（中村良平著）

飛騨高山ブランドは、魅力ある地域イメージと地域の特性を活かした魅力ある商品やサービスから構成されるものであり、それぞれが相互の魅力や価値を高めあうような好影響・好循環を形成することで、より一層ブランド力を高めていくことが重要です。

市民、事業者、行政等が、飛騨高山ブランドの魅力や価値を共有し、飛騨高山が持つ本物の商品、サービスの魅力・価値を発信し、触れる機会を提供するアウトターブランディング¹⁴と、本市への誇りと愛着を持って飛騨高山の魅力や価値を高める活動に取り組むインナーブランディング¹⁵の取り組みをすすめることで、飛騨高山ブランドのさらなる強化を図ります。

¹⁴ インナーブランディング
：市民・事業者・行政などが飛騨高山の魅力や価値を学び、理解し、磨き上げること

¹⁵ アウターブランディング
：飛騨高山の魅力・価値を消費者・観光客・移住者などに向けて効果的に発信すること

第4章

経済構造の現状と課題

第4章 経済構造の現状と課題

「経済構造のあるべき姿」の実現に向けては、経済構造の状況を示すデータを捉えるとともに、それらがどのように推移しているのかを把握し、市民、事業者等と共有していくことが重要です。

そうした観点から、前章のイメージ図の①地域の「稼ぐ力」の向上～③市内経済の成長を中心とした「稼ぐ力」、④設備投資～⑨市内需要の増加を中心とした「市内資金循環」、①地域の「稼ぐ力」の向上～⑨市内需要の増加の全体を下支えする「産業を担う人材」の3つの視点で本市の経済構造の現状と課題を整理します。

視点	状況を示すデータ（年間）	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
稼ぐ力	就業者1人当たりの市内総生産額(千円) (岐阜県市町村民経済計算結果)	6,694	6,834	6,955
市内資金循環	市際収支(億円) (高山市産業連関表)	▲99	—	▲100
産業を担う人材	雇用人1人当たりの雇用人報酬(千円) (岐阜県市町村民経済計算結果)	3,886	3,786	3,826

1 稼ぐ力

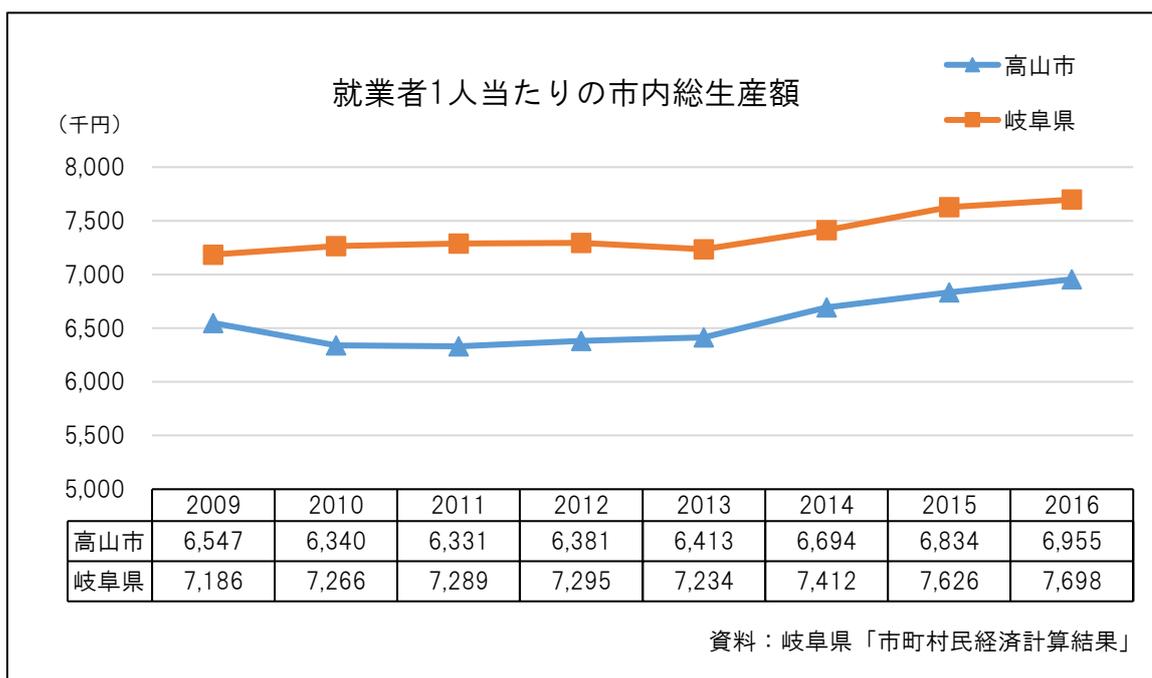
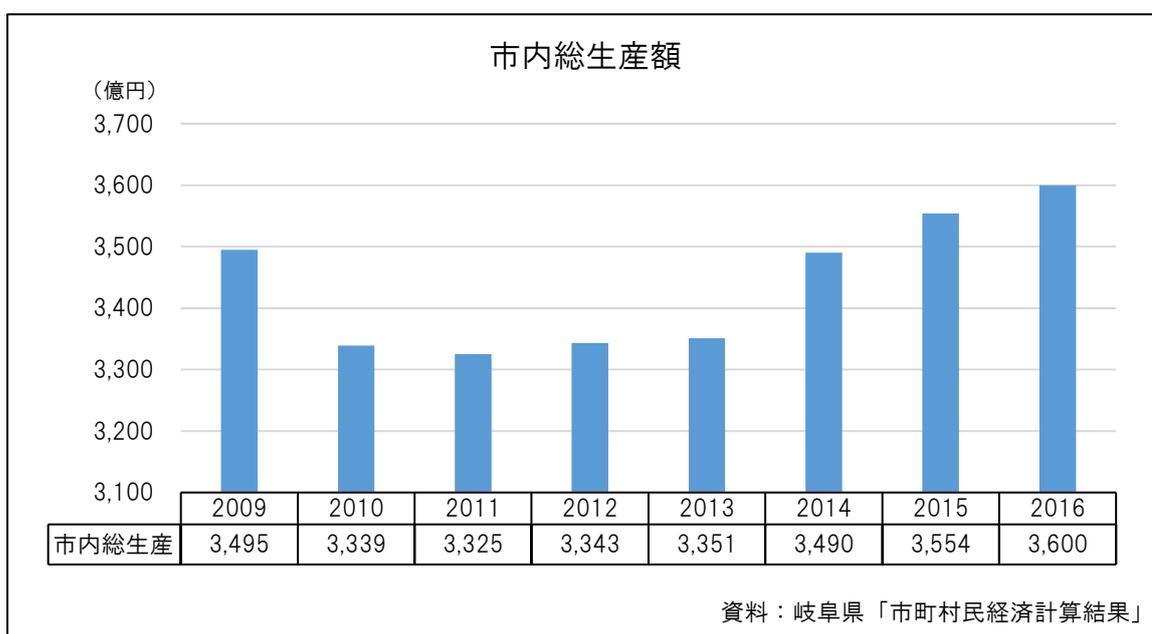
(1) 現状

① 市内総生産額、就業者1人当たりの市内総生産額

○市内総生産額は2012（平成24）年以降増加しており、就業者1人当たりの市内総生産額も増加傾向となっています。

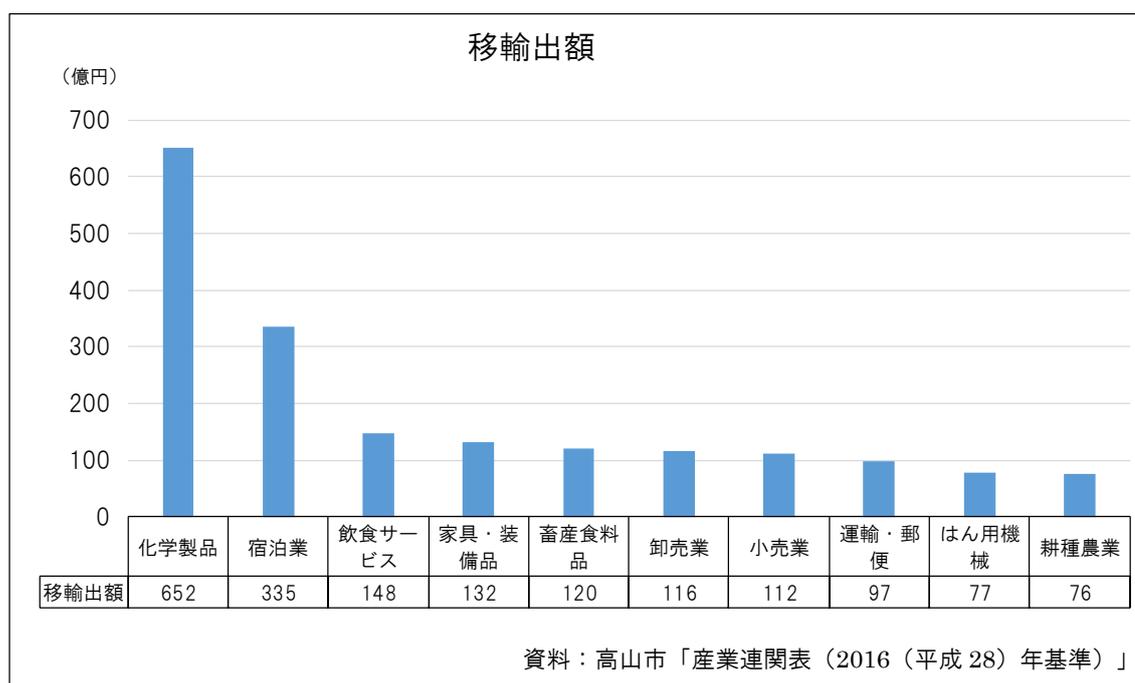
○就業者1人当たりの市内総生産額は、岐阜県の平均と比較すると低い水準となっています。

○人口減少による消費の衰退やインターネット販売などによる消費の市外流出、原材料や肥料等の高騰などのさまざまな要因が中小企業者や農業者の経営に影響を与えています。



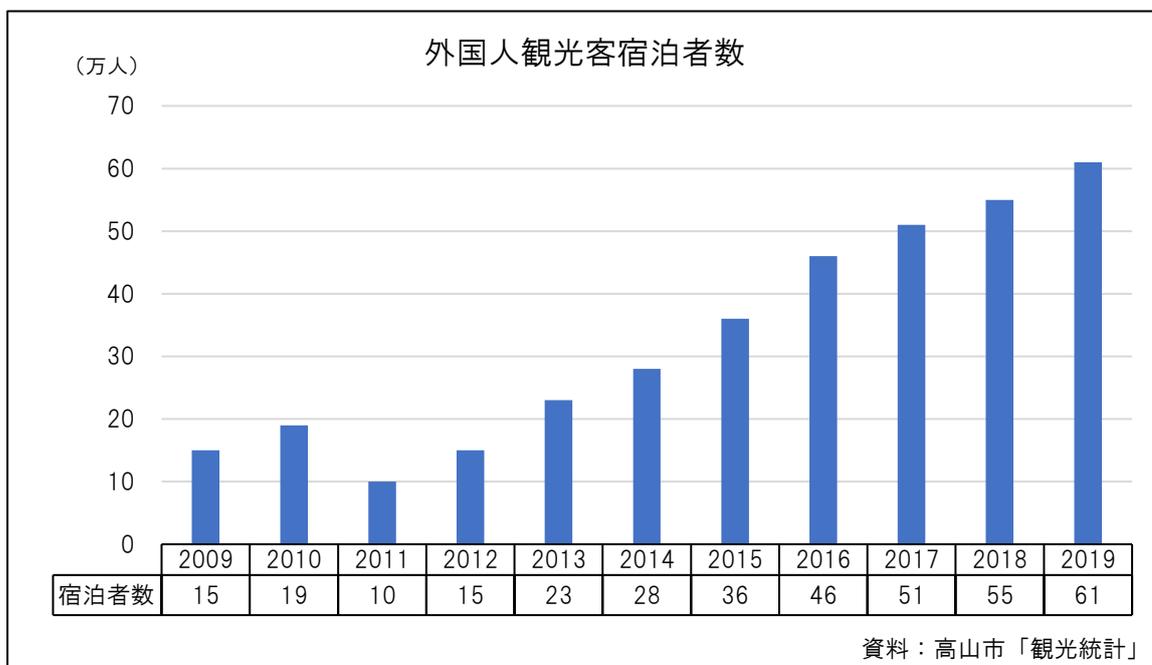
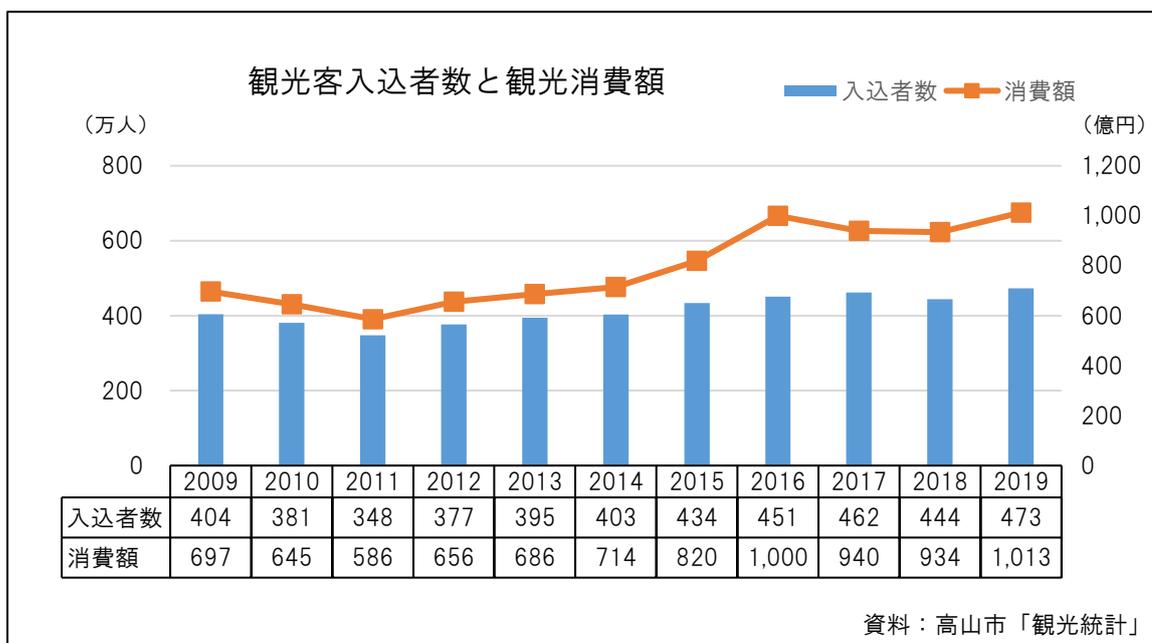
② 移輸出額

- 高山市産業連関表（2016（平成28）年基準）の移輸出額は2,595億円となっています。産業別にみると、化学製品、宿泊業、飲食サービス、家具・装備品、畜産食料品の順に高くなっており、これらの産業は市外から資金を稼ぐ域外市場産業（基盤産業）といえます。
- 移輸出額の増加に向け、ビックデータの活用など客観的なデータ分析に基づく事業展開やマーケティング機能の強化などにより域外市場産業（基盤産業）の成長を促進し、市外からより多くの資金を獲得していくことが求められています。



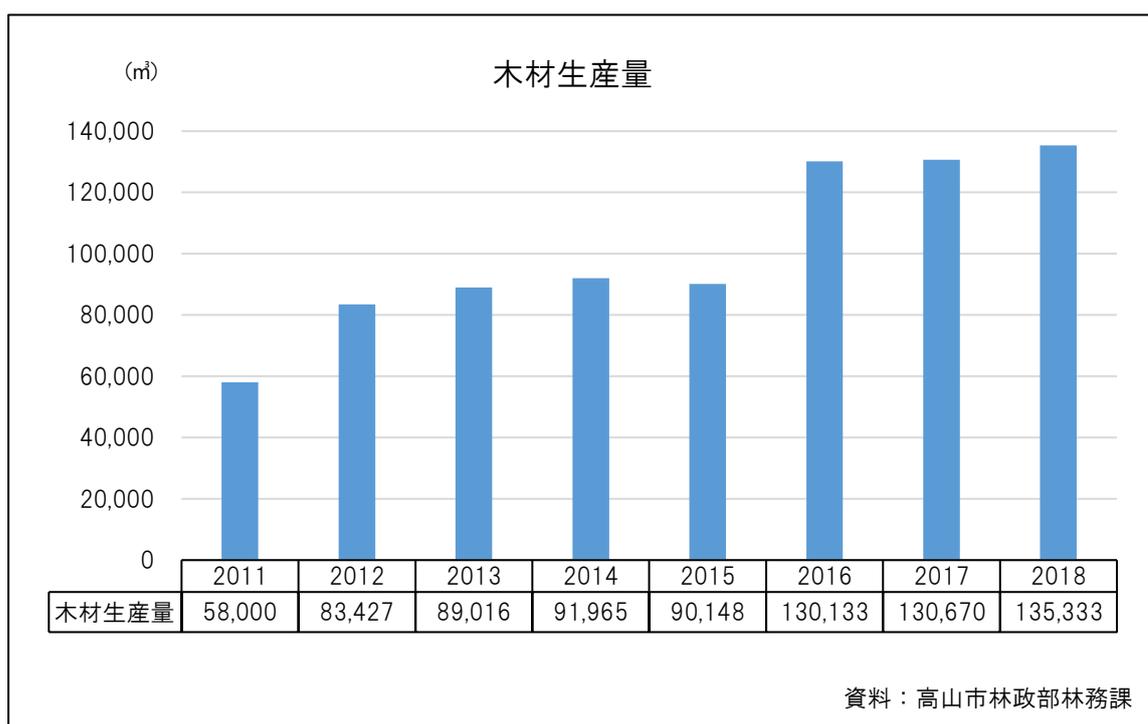
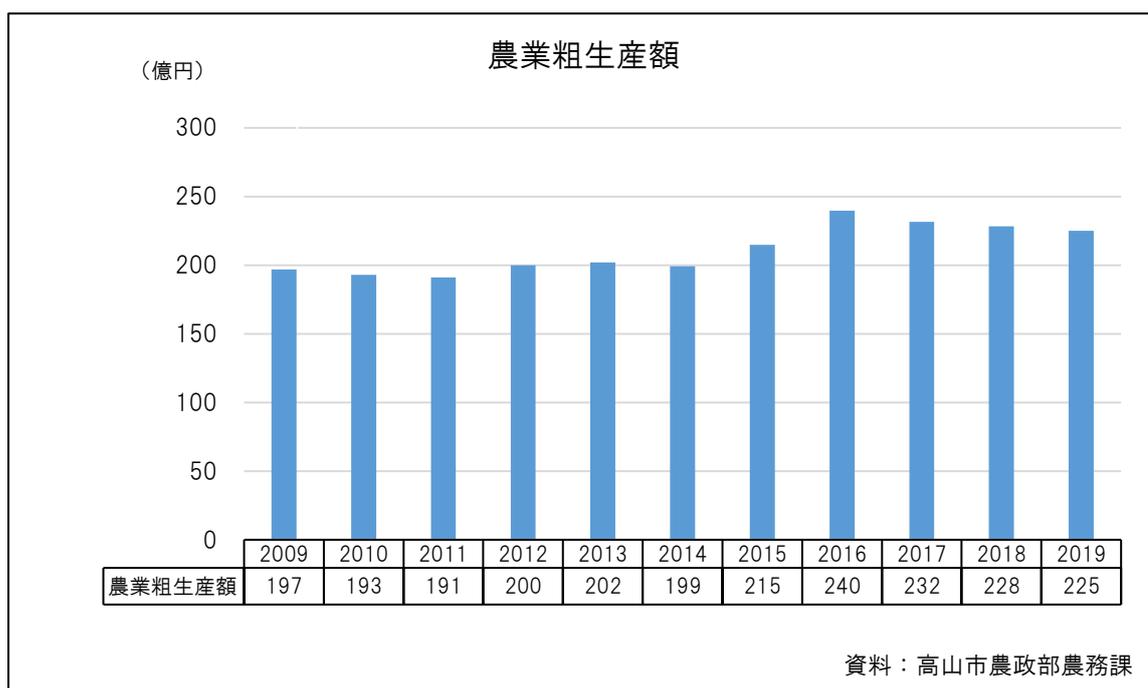
③ 観光客入込者数、観光消費額、外国人観光客宿泊者数

- 観光客の入込者数は外国人観光客の増加要因もあり、全体として増加傾向にあります。
- 観光消費額の増加に向けて、市郊外や支所地域への周遊や滞在期間の長期化を図ることで入込者数を増やすとともに、モノ消費に加えてコト消費の拡大を図り、観光客の消費単価を増加させることが求められています。



④ 農業粗生産額、木材生産量

- 農業粗生産額は2016（平成28）年の240億円をピークに、ここ数年は減少傾向となっています。
- 木材生産量は年々増加しており、2018（平成30）年には過去最高の135,333 m³となっています。
- 販路を拡大していくために、農産物の高付加価値化、木材の有効活用、畜産物の生産基盤強化など、継続的な取り組みが求められています。



⑤ 国際情勢の変化、気候変動等

- 資本や労働力が国境を越えて活発に移動し、貿易や海外への投資などが増大することによって、世界における経済的な結びつきが深まっています。
- 事業者においては、原材料や労働力、資金の調達範囲が広がる一方で、国際情勢の変化や気候変動、感染症の拡大などの影響を受けるリスクも増大しており、地域経済の安定性を確保するための産業構造の多様化（ポートフォリオ）の視点に立った取り組み（企業の経営の多角化、新分野への進出、新たな産業の立地、国内観光の誘客強化、さまざまな国や地域からの観光客の誘致など）が重要となっています。

(2) 課題

① ブランド力の磨き上げ、魅力・価値の向上

○市街地や農山村の景観、商品・農林畜産物・サービス、そこに住む人々の心とそれらを包含する地域全体のイメージで構成される「飛騨高山ブランド」にさらに磨きをかけ、魅力や価値を高めていく必要があります。

② 客観的なデータ分析等に基づく事業展開、マーケティング機能の強化

○経済のグローバル化がすすむ中、持続可能な地域経済を形成するためには、事業者の客観的なデータ分析に基づく事業展開や、マーケティング機能を高めていく必要があります。

③ 新商品・新サービスの開発促進

○消費者ニーズを的確に捉えた商品・サービスづくりのほか、時代を先取りした新商品・新サービスの開発による新たな需要の開拓、販路の拡大に取り組んでいく必要があります。

④ 経営基盤の強化、産業構造の多様化

○地域経済は、世界経済のグローバル化などにより、国際情勢や世界経済の動向、気候変動や感染症拡大などの影響を受けやすくなってきています。地域経済の安定性を確保するため、経営の多角化や新分野への進出、さまざまな産業分野の企業の集積などを促していく必要があります。

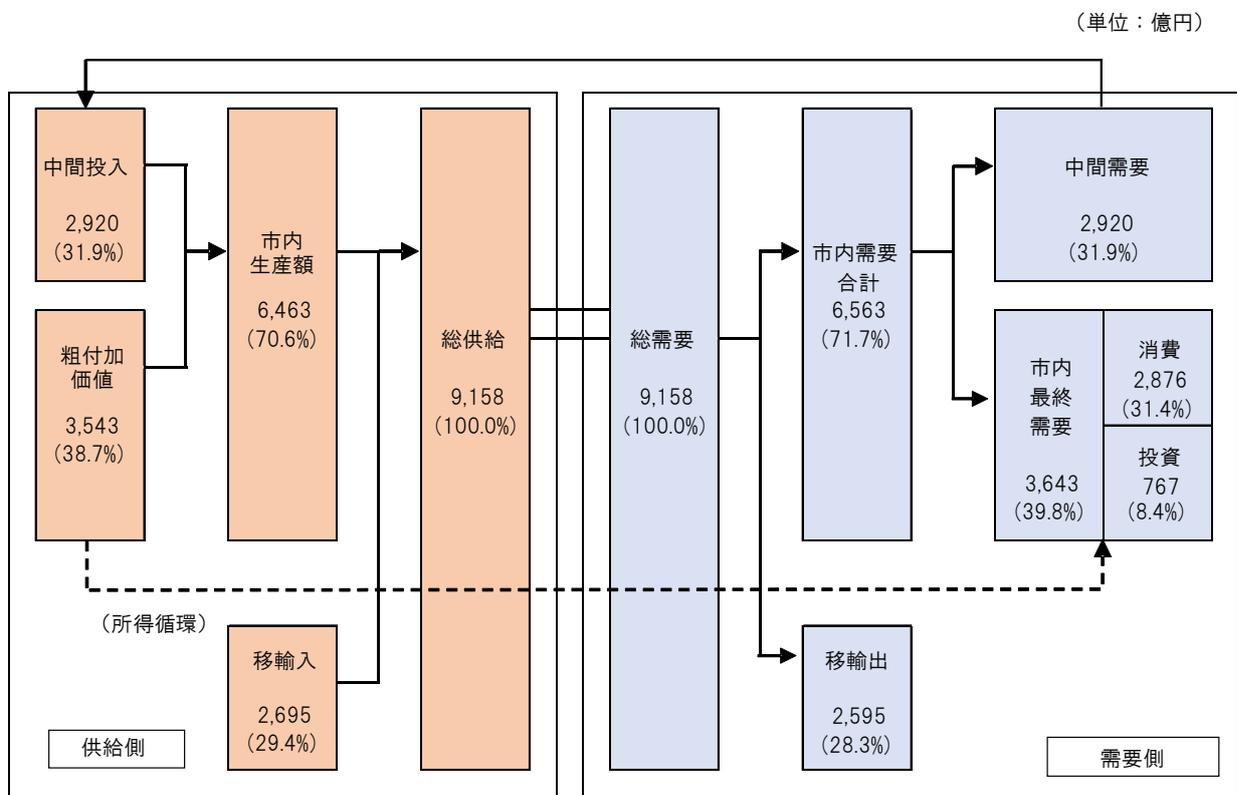
2 市内資金循環

(1) 現状

① 市際収支、市内調達率

○高山市産業連関表（2016（平成28）年基準）を見ると、市際収支は▲100億円、市内調達率は58.9%となっています。産業間や企業間の連携、市民の協力を深め、商品やサービス、エネルギーなどの市内調達率の向上などに向けた取り組みを促進することにより市外への資金の漏出を少なくし、市内需要の拡大を図ることが求められています。

○産業間・企業間の連携や市内での雇用の確保、町並み景観との調和、産業振興団体への参画・協力などについて、域外資本企業の理解と協力が求められています。



$$\text{移輸出} - \text{移輸入} = \text{市際収支}$$

$$2,595 - 2,695 = \blacktriangle 100$$

$$\frac{(\text{中間需要} + \text{市内最終需要} - \text{移輸入})}{\text{市内需要合計}} = \text{市内調達率}$$

$$\frac{(2,920 + 3,643 - 2,695)}{6,563} = 58.9\%$$

② 中小企業者等の経営

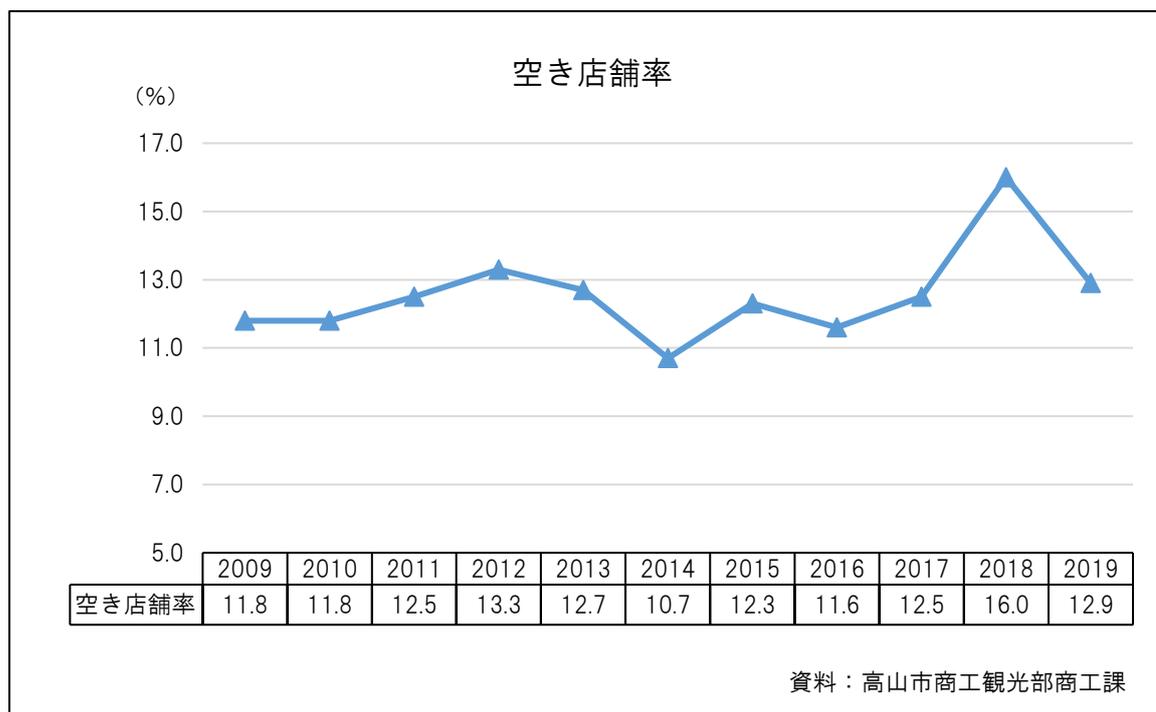
○産学金官や異業種の連携を促進することにより、大学や金融機関、異業種の知識や技術、経験、データなどを最大限に活用し、中小企業者等の経営改善や競争力を強化することが求められています。

③ 新技術、新生産方式

○生産年齢人口が減少し、労働力不足が深刻化していく中、新技術や新生産方式の導入や農地の集約化、林業と建設業の連携による林業生産性の向上、耕畜連携による家畜ふん尿を利用した飼料作物の生産、ごみの削減と資源化による地球環境に配慮した企業経営などを促進し、市内産業の生産性や競争力を高めていくことが求められています。

④ 空き店舗率

○中心商店街¹⁶の空き店舗率はほぼ横ばいで推移しています。下町エリア¹⁷では市民や観光客の回遊性や滞在時間の面で課題が多く、空き店舗率も高い状況にあります。「観光まちづくり¹⁸」の視点に立ち、クオリティの高い商業空間の創出、利便性や回遊性の向上、定住人口の増加などを図り、魅力ある都市空間を形成することが求められています。



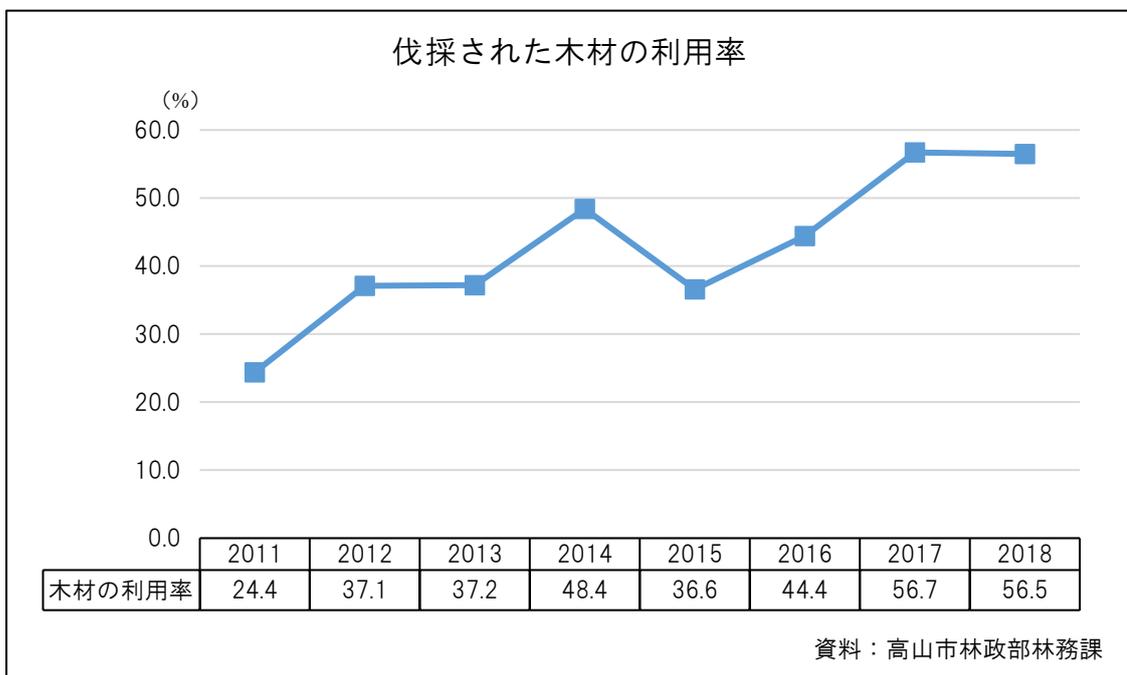
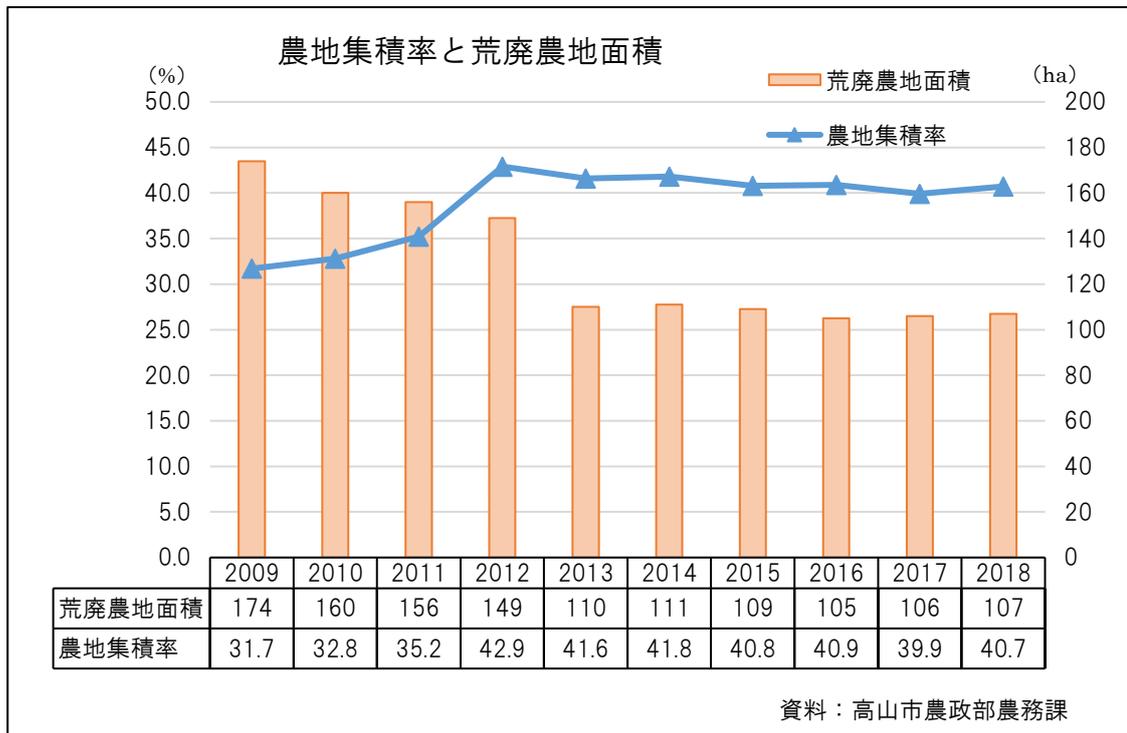
¹⁶ 中心商店街
：中心市街地内の10の商店街振興組合がある地域

¹⁷ 下町エリア
：国道158号線以北の宮川河川軸の周辺エリア

¹⁸ 観光まちづくり
：地域が主体となって、自然、文化、歴史、産業など、地域のあらゆる資源を活かすことによって、交流を振興し、活力あふれるまちを実現するための活動

⑤ 農地集積率、荒廃農地面積、木材の利用率

- 担い手への農地集積率は2012（平成24）年までは増加傾向でしたが、その後は概ね横ばいとなっています。
- 荒廃農地の面積は2013（平成25）年までは減少傾向でしたが、その後は概ね横ばいとなっています。
- 伐採された木材の利用率は増加傾向となっています。
- 担い手への農地の集積や荒廃農地などの有効活用、伐採された木材の有効活用などを図り、優良農地の確保・利用、木材の利用を促進することが求められています。



(2) 課題

① 市内資金循環に向けた機運の醸成

○市外への資金の漏出を防ぎ、域内調達率を高め、市内経済の波及効果を高めていくためには、関係者が共通認識をもって産業間・企業間のつながりを深め、市内資金循環の取り組みを着実にすすめていく必要があります。

② 域外資本企業との共生

○域外資本企業の市内への立地が増加する中、市内の産業振興団体への参画・協力、町並み景観への配慮、市内資金循環の促進、市内における雇用の確保など、域外資本企業の理解を深め、地域のブランド力向上に向けた連携強化を図る必要があります。

③ 産学金官・異業種連携の促進

○大学や金融機関などの専門知識や能力、経験、蓄積されたデータなどを最大限に活用するとともに、異業種の連携による新たな事業展開などを促進し、中小企業者等の経営革新、持続的発展を図る必要があります。

④ 新技術・新生産方式の導入促進、生産性の向上

○生産年齢人口が減少し、労働力不足が深刻化していく中、新技術・新生産方式の導入促進や農地の集約化などにより、経営の効率化・省力化を図り、中小企業者や農業者の生産性と競争力を高めていく必要があります。

⑤ 産業振興策と土地利用の連動

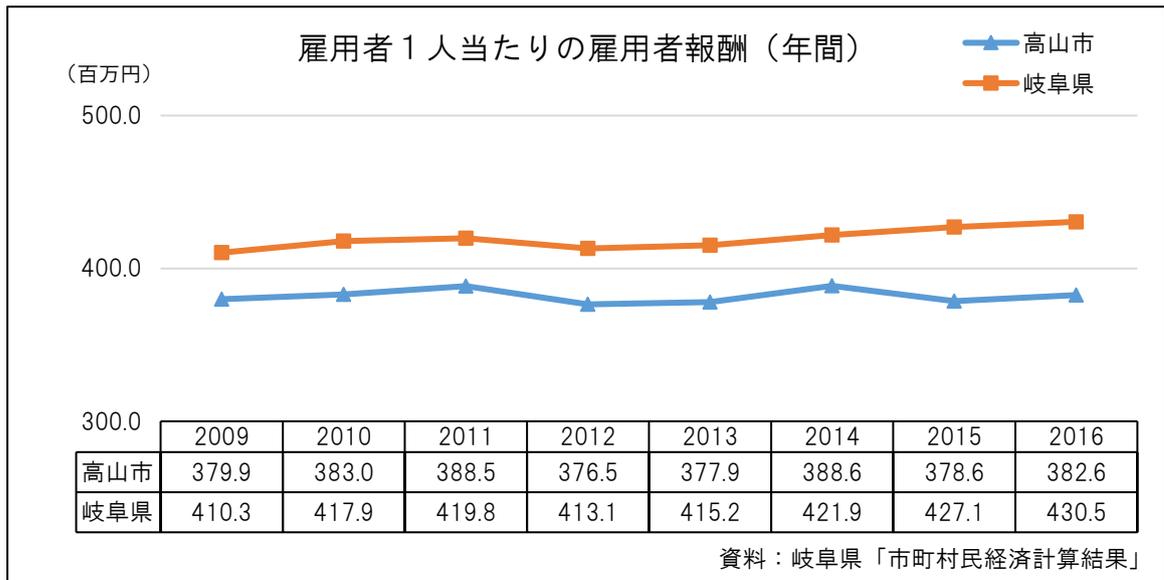
○中心市街地の魅力の向上、農山村の景観の向上、秩序ある土地利用などを推進するとともに、産業振興策と土地利用の考え方を連動させ、まちの魅力と価値を一体的に高めていく必要があります。

3 産業を担う人材

(1) 現状

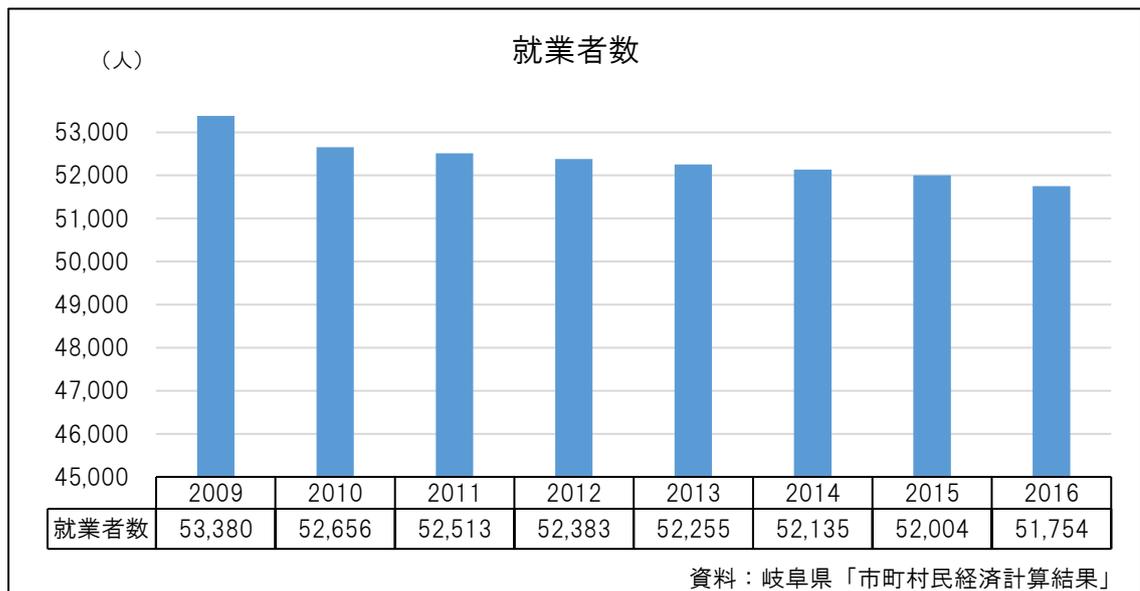
① 雇用者1人当たりの雇用者報酬

○雇用者1人当たりの雇用者報酬は、県と比較して低いレベルで推移しており、若者の地元への定着率が上昇しない要因の一つとなっているため、賃金水準の向上が求められています。



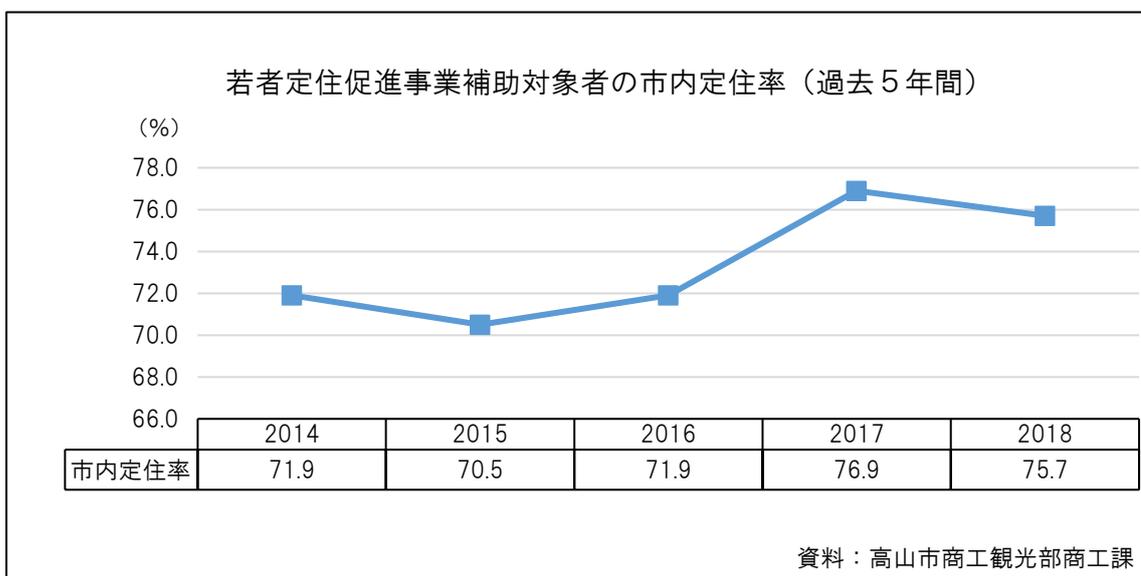
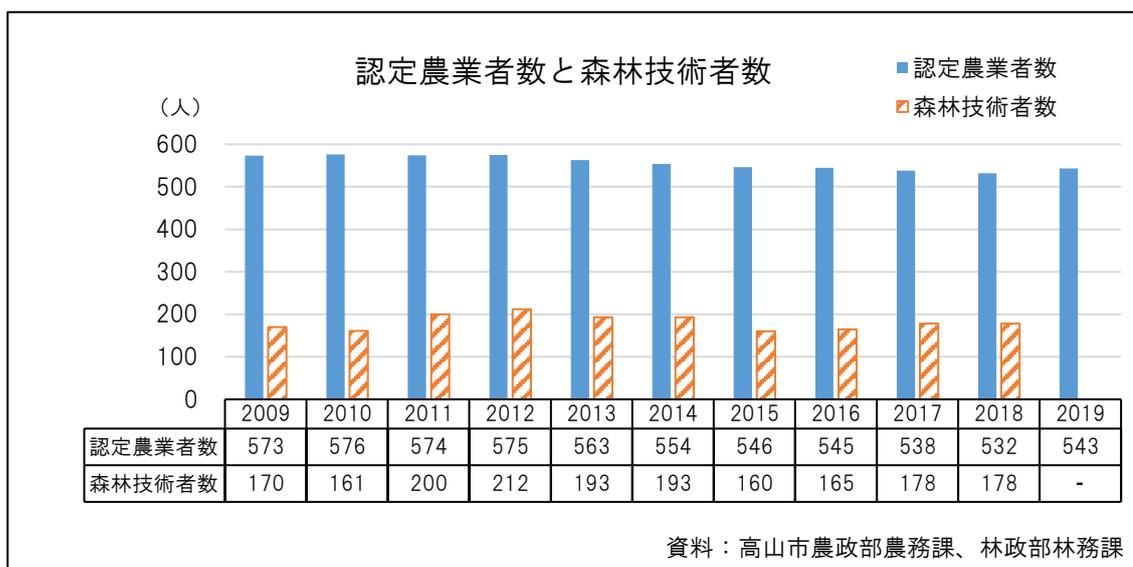
② 就業者数

○市内の就業者数は年々減少傾向にあります。本市を含む飛騨地域は他地域からの通勤が困難な地勢であるとともに、生産年齢人口の減少や若者の地元離れに歯止めがかかっていないため、若者をはじめとした生産年齢人口の維持・増加に向けた効果的な取り組みをすすめていくことが求められています。



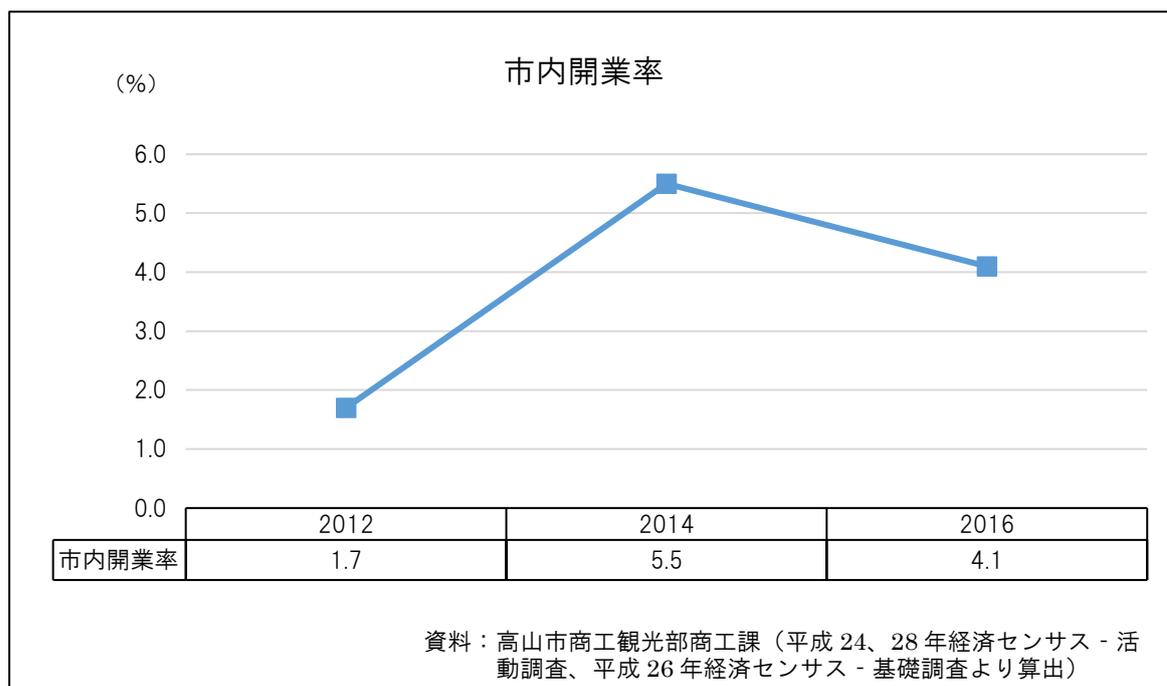
③ 認定農業者数、森林技術者数、市内定住率

- 認定農業者数は2012（平成24）年以降減少傾向となっています。
- 森林技術者数は2012（平成24）年以降減少傾向になっていましたが、近年は増加傾向にあります。
- 2018（平成30）年の若者定住促進事業補助対象者の市内定住率は75.7%となっています。
- 人材不足が深刻化している中、女性や高齢者、障がい者など、誰もが健康で働きやすい多様な働き方ができる環境づくりが求められています。



④ 市内開業率

- 市内開業率は2012（平成24）年と比較し、近年高くなっています。
- 市内において起業・創業の機運は高まっていますが、市内にはICT¹⁹や企画・デザインなどのクリエイティブな分野の人材が不足しています。
- 市内の商品やサービスの競争力を高めていくために、クリエイティブ人材²⁰の増加が求められています。



⑤ 事業承継、後継者育成

- 各産業を担う経営者や高度な専門技術・経験を有する人材が高齢化しており、事業の継続やものづくりなどの技術の継承が危ぶまれているため、官民連携による事業承継や次代を担う後継者育成の取り組みの強化が求められています。

¹⁹ ICT

：Information and Communication Technology の略。パソコンやインターネットの操作方法から、それらを構成するハードウェア、ソフトウェアの応用技術までの幅広い範囲を示す総称として扱われる

²⁰ クリエイティブ人材

：コンピューターソフト・サービス、広告、出版など、知的財産権を有した生産物の生産に関わる産業に携わる人材

(2) 課題

① 労働者の所得の向上

○雇用者1人あたりの雇用者報酬は県内でも低い水準で推移している中、市内事業所で働く労働者の所得を安定・向上させ、充実した生活を送ることができる環境を整備する必要があります。

② 生産年齢人口の増加

○若者の定住人口が減少しており、地域の活力が失われつつある中、関係人口を獲得するとともに、若者のUIJターン²¹就職者をはじめ生産年齢人口の増加を図る必要があります。

③ 誰もが働きやすい環境の整備促進

○人材不足が深刻化している中、誰もが健康に働くことができる環境づくりを促し、若者や女性、高齢者、障がい者、外国人などが能力を活かして活躍できる環境を整備する必要があります。

④ 担い手の育成、次世代への継承

○各産業における事業の継続や技術の継承が危ぶまれている中、官民連携による事業承継の取り組みや次代を担う後継者育成への取り組みを強化する必要があります。

⑤ クリエイティブ人材の増加

○市内には情報通信産業や企画・デザインなどに携わる人材が少なく、市内の商品・サービスの競争力が低下しているため、ICTや企画・デザインなどのクリエイティブ人材の増加を図る必要があります。

²¹ UIJターン

: Uターンは、就職や進学などで出身地から地域外に出て、再び出身地に戻ること

Iターンは、出身地とは関係ないところへ移り住むこと

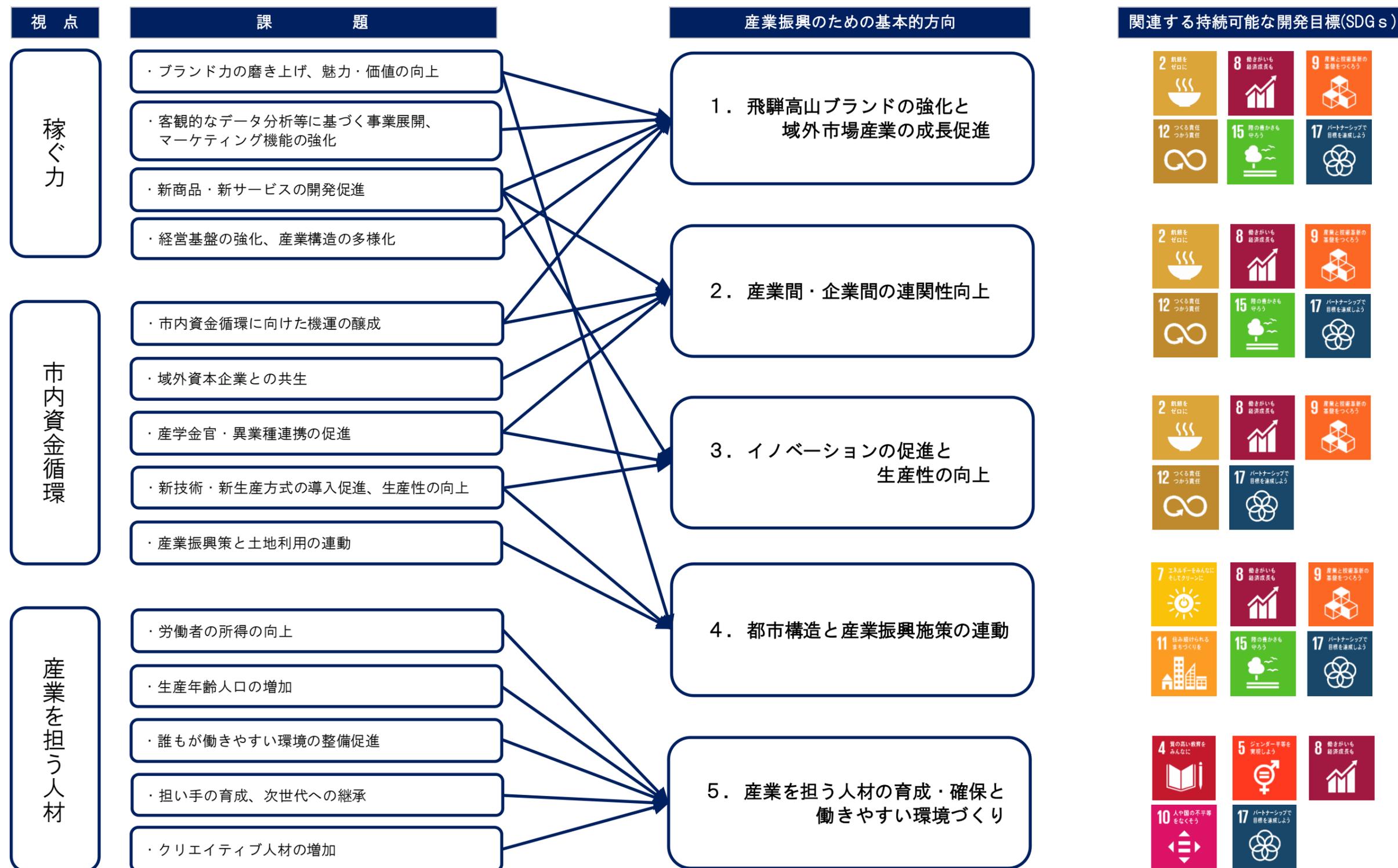
Jターンは、就職や進学などで出身地から地域外に出て、出身地の近隣地域に戻ることに

第5章

産業振興のための基本的方向

第5章 産業振興のための基本的方向

「経済構造のあるべき姿」の実現に向けて3つの視点で整理した課題を解決していくため、次の5つの「産業振興のための基本的方向」に基づき、産業振興の取り組みをすすめます。



1 飛騨高山ブランドの強化と域外市場産業の成長促進

- 市民、事業者の共通認識のもと、インナーブランディング、アウターブランディングの取り組みを推進し、意識を高めることにより、地域の魅力や価値をさらに高めます。
- 客観的なデータ分析に基づくターゲットを明確にした事業展開やマーケティング機能の強化を図るとともに、新商品・新サービスの開発を促進し、域外市場産業（基盤産業）の成長を図ります。
- 新たな産業の立地、企業経営の多角化、新分野への進出などを促進し、経営基盤の強化、産業構造の多様化を図ります。

■SDGs との関連



■第八次総合計画との関連

まちづくりの方向性 1

多様な働き方と優れた産品、サービスで財を稼ぐ

まちづくり戦略 1-(3)
品質・価値の向上と情報発信

まちづくり戦略 1-(4)
既存産業の強化と新たな産業の創出

2 産業間・企業間の連関性向上

- 商品やサービス、エネルギーなどの市内調達率の向上、市内資金循環の促進に向け、関係者が共通認識を高め、機運を醸成することにより、主体的な取り組みを促進します。
- 市内調達率の向上に向けて、域外資本企業の理解を深め、協力を促します。
- 産業分野を超えた異業種の連携を深めることにより、市内資金循環や新商品・新サービスの開発などを促進します。

■SDGs との関連



■第八次総合計画との関連

まちづくりの方向性 1

多様な働き方と優れた産品、サービスで財を稼ぐ

まちづくり戦略 1-(5)

地域循環型経済の構築

3 イノベーションの促進と生産性の向上

- 産学金官連携²²により、専門知識や能力、経験、蓄積されたデータなどの活用と中小企業者等の経営革新、新商品・新サービスの開発などを促進します。
- 新技術・新生産方式の導入やサービスの効率化などにより、中小企業者の生産性の向上を図ります。

■SDGs との関連



■第八次総合計画との関連

まちづくりの方向性 1

多様な働き方と優れた産品、サービスで財を稼ぐ

まちづくり戦略 1-(2)

地域産業の担い手確保と生産性の向上

²² 産学金官連携

: 事業者、大学などの教育機関や研究機関、地域金融機関、国・自治体が連携すること

4 都市構造と産業振興施策の連動

- 観光まちづくりの視点に立ち、まち歩きの楽しさを高めるための利便性や回遊性の向上、魅力ある商業空間の創出、町並みの景観保全など、魅力ある中心市街地の形成を図ります。
- 市街地や農山村の景観の向上、市域内の周遊性の向上、秩序ある土地利用の推進と産業振興施策との連動を図ります。

■SDGs との関連



■第八次総合計画との関連

まちづくりの方向性 3

人と人がつながり、安全で美しさと便利さが共存する持続可能なまちをつくる

まちづくり戦略 3-(2)

利便性の高い都市機能とネットワークの構築

まちづくり戦略 3-(3)

地域特性の保全、活用、創出

5 産業を担う人材の育成・確保と働きやすい環境づくり

- 若者をはじめ産業を支える人々が将来に夢をもち、地域に定着するよう、労働者の所得の向上と生活の安定を図ります。
- 誰もが能力を活かしながら生きがいをもち、健康に働くことができる環境整備を促進します。
- 技術やブランド力、精神などが次世代へ継承されるよう、事業承継の円滑化と産業の担い手の育成・確保を図ります。
- 市内産業の価値・魅力を高め、競争力を強化していくため、ICT や企画・デザインなどのクリエイティブ人材の育成・確保を図ります。

■SDGs との関連



■第八次総合計画との関連

まちづくりの方向性 1

多様な働き方と優れた産品、サービスで財を稼ぐ

まちづくり戦略 1-(1)

多様な働き方に適応した労働環境の構築

まちづくり戦略 1-(2)

地域産業の担い手確保と生産性の向上

まちづくりの方向性 2

心身の健康と文化、教育で心豊かな暮らしを実現する

まちづくり戦略 2-(2)

安心して子育てができる環境の充実

第6章

基本的方向に基づく分野別の 施策の基本方針と取り組み

「第6章 基本的方向に基づく分野別の施策の基本方針と取り組み」における文章表現については、次のとおりとしています。

○原則として

- | | |
|------------------------|-------------------|
| ・主として市が取り組む場合は | 「～を行います」「～を実施します」 |
| ・主として市と市民等が協働して取り組む場合は | 「～をすすめます」 |
| ・主として市民等が取り組む場合は | 「～を促進します」 |

○例外として

- | | |
|------------------------|----------|
| ・文章の末尾が「確保」、「向上」などの場合は | 「～を図ります」 |
|------------------------|----------|

第6章 基本的方向に基づく分野別の施策の基本方針と取り組み

第5章でまとめた「産業振興のための基本的方向」に基づき、「商業・工業」「観光」「農業・畜産業」「林業」の分野別の施策の基本方針を次のとおり定めます。

産業振興のための基本的方向	施策の基本方針			
	1. 商業・工業	2. 観光	3. 農業・畜産業	4. 林業
(1) 飛騨高山ブランドの強化と域外市場産業の成長促進	①マーケティングの強化 ②商品・サービスの高付加価値化 ③本社機能などの移転促進と産業構造の多様化	①ターゲットを明確にした国内外からの観光客誘致 ②多様な観光客のニーズに対応した観光資源の活用	①農畜産物の高付加価値化や安全安心な産地産品づくりの推進 ②農畜産物の供給安定化、販路拡大	①森林資源を活用した交流の推進 ②豊かな自然に触れ親しむ機会の充実 ③市産材の販路拡大や商品力向上
(2) 産業間・企業間の連関性向上	①異業種連携の促進 ②市内調達率の向上	①官民連携による観光振興の推進 ②産業観光の促進	①地産地消の促進 ②6次産業化の促進 ③耕畜連携による資源循環体系の確立	①林業と異業種の連携による林業推進体制の強化 ②木や緑を活かした地域産業づくりの促進
(3) イノベーションの促進と生産性の向上	①最新技術の活用と生産性の向上 ②起業・創業しやすい環境づくり ③産学官連携の促進	①最新技術の活用と生産性の向上	①最新技術の活用と生産性の向上	①最新技術の活用と生産性の向上
(4) 都市構造と産業振興施策の連動	①中心市街地への都市機能の集積と魅力創出 ②各地域における商工業の活性化	①各地域の観光資源への周遊の促進 ②自然環境や温泉資源の活用と山岳観光の推進	①やすらぎとゆとりのある魅力的な農山村づくり ②農地対策や耕作放棄地対策、鳥獣被害対策などの推進 ③農業振興地域における農地の有効活用	①安全な暮らしを守る森林づくり ②適正な森林伐採の指導
(5) 産業を担う人材の育成・確保と働きやすい環境づくり	5. 産業を担う人材			
	①産業を担う人材の育成・確保 ②誰もが働きやすい労働環境の整備 ③雇用機会の創出と地元企業への就労促進 ④労働者の所得と生活の安定			

1 商業・工業

(1) 飛騨高山ブランドの強化と域外市場産業の成長促進

① マーケティングの強化

客観的なデータ分析に基づくターゲットを明確にした事業展開やマーケティング機能の強化、消費者ニーズを的確に捉えた取り組みを促進し、市内産業の競争力を高めます。

- 飛騨高山ブランドの確立のため、産業振興団体が行う市場動向調査や新商品開発、人材育成、販路拡大のための国内外への出展などへの支援を行います。
- 地場製品の宣伝・販路拡大や、消費者ニーズに合わせたものづくり、商品・サービスの高付加価値化を図るため、飛騨高山展開催への支援を行います。
- 事業者の経営能力を高めるため、国・県・市の統計データなどの各種情報を収集・分析し、経済活動に活用することができる高度人材を育成するためのセミナーを開催します。
- 海外への地場製品の販路拡大を図るため、国内外でのマーケティング調査などによる消費者ニーズに応じた販売戦略の推進、海外市場の特性に応じた商品開発や海外輸入関連事業者などとの商談機会の提供を行います。
- 地場製品の販売や誘客、移住定住を促進するため、都市部での情報発信拠点を設置します。
- インターネットやSNS²³、動画配信サービスなどのICT技術を活用した多様な情報発信や消費者ニーズを把握する取り組みを促進します。



高度人材育成セミナー



飛騨高山展

② 商品・サービスの高付加価値化

市民、事業者、産業振興団体などの共通認識のもと、インナーブランディング、アウターブランディングの取り組みを推進し、地域の魅力や価値をさらに高めます。

- 飛騨高山の魅力や価値を活かしたものづくりやサービスを推進するため、メイド・バイ飛騨高山認証制度を実施します。

²³ SNS

: Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス

- 飛騨高山ブランドの魅力を発信するため、都市部において、飛騨高山ブランドの展示会を開催します。
- 土産品や地場産品の新商品開発、品質向上を促進するため、新作土産品コンクールをはじめとする土産品振興奨励制度を実施します。
- 事業者の飛騨高山の魅力や価値を活かしたものづくりの意識を高めるなど、官民が連携し、飛騨高山ブランドフォーラムを開催します。
- 伝統的工芸品の商品価値の向上のため、観光客や市民に商品を広く知らしめ、商品開発ヘフィードバックするためのニーズ把握に協力する事業者への支援を行います。
- 地域の魅力や価値を高めるため、市民、事業者、行政などが飛騨高山ブランドコンセプトを共有するインナーブランディングと飛騨高山ブランドを発信するアウトブランディングの取り組みを推進します。
- 知的財産権保護のため、弁理士や大学などと連携して講習会、相談会を開催します。
- 地場産品のブランド力の強化を図るため、地域団体商標制度²⁴を活用したPRや地域資源を活かした新商品の開発への支援を行います。
- 伝統的工芸品産業における原材料を確保するため、飛騨春慶や一位一刀彫の原材料の共同購入に対する資金の貸付を行います。
- 市民や観光客に地場産業の紹介や情報発信をすすめるため、地場産業の団体が開催する飛騨の家具フェスティバルやクラフト展、伝統的工芸品産業の団体が開催する飛騨春慶や一位一刀彫などの展示会への支援を行います。
- 老朽化している地場産業振興センターの改修などへの支援を行います。
- 製品・サービスの品質向上や環境リスクの低減を図るため、事業所におけるISO9000シリーズ²⁵やISO14000シリーズ²⁶の取得などを促進します。
- 廃棄物の減量化をすすめるため、簡易包装やばら売りでの販売などのごみを出さない製造・販売を促進します。
- 規格外品の有効活用や、食品原料の適正管理・鮮度保持、消費特性を考慮した仕入れなど、食品ロス削減の取り組みをすすめます。



飛騨の家具フェスティバル

²⁴ 地域団体商標制度

：地域名と商品（サービス）名からなる「地域の名物」の名称を商標登録できる制度

²⁵ ISO9000 シリーズ

：国際標準化機構(ISO)が定めた企業や団体などの品質管理を目的とした規格群。品質保証規格、品質管理指針などを定めている

²⁶ ISO14000 シリーズ

：国際標準化機構(ISO)が定めた企業や団体などの環境管理を目的とした規格群。企業や団体などが環境負荷を低減させ、地球環境保護の観点から活動を管理していくための世界共通基準といえるもの

③ 本社機能などの移転促進と産業構造の多様化

情報通信産業をはじめとする新たな産業の立地、企業経営の多角化、新分野への進出などを促進し、経営基盤の強化、産業構造の多様化を図ります。

- 新たな雇用機会の創出と産業構造の多様化を図るため、本社機能の移転や工場などの新設・増移設、新エネルギー供給業の立地などの企業立地優遇制度の活用による新たな産業立地を促進します。
- ICT産業やクリエイティブ産業の立地促進、人材の育成・確保、市内におけるビジネス機会の創出、市内経済の好循環を図るため、サテライトオフィス²⁷の立地促進に向けた誘致活動の強化を図ります。
- 都市部の企業のサテライトオフィスの立地を促進するため、市内でのサテライトオフィス開設への支援を行います。
- 都市部の企業のサテライトオフィスの立地を促進するため、飛騨高山お試しサテライトオフィスを運営し、有効活用を図ります。



飛騨高山お試しサテライトオフィス

(2) 産業間・企業間の連関性向上

① 異業種連携の促進

産業分野を超えた異業種の連携を深めることにより、市内資金循環や新商品・新サービスの開発などを促します。

- 地場産品の新たな販路拡大や商品開発を促すため、商工会議所や商工会、金融機関との連携による異業種のビジネスマッチング商談会などの機会の充実を図ります。
- 市場性豊かな商品・サービスを開発するため、県内の主要産業と地域産業の共同による取り組みを促進します。

② 市内調達率の向上

商品やサービス、エネルギーなどの市内調達率の向上、市内資金循環の促進に向け、市民、事業者、産業振興団体などが共通認識を高め、気運を醸成することにより、主体的な取り組みを促進します。また、市内調達率の向上に向けて、域外資本企業の理解を深め協力を促します。

- 市内調達率の向上に向けて、市民、事業者、産業振興団体が共通認識を持ち、取り組みを促進するため、関係者との意見交換会やセミナーを開催します。
- 域外資本企業との共生を図るため、域外資本企業における商品やサービスの市内調達、景観との調和、産業振興団体への加入や事業への参画など、市内経済の活性化に向けた理解と協力が得られる関係性の構築に取り組みます。

²⁷ サテライトオフィス

：都市部などにある企業の本社・本拠地から離れた場所に設置されたオフィス

- 地場製品の地元での消費拡大を図るため、市民や観光客などが利用する道の駅や商店街などにおける販売を促進します。
- メイド・バイ飛騨高山認証制度の対象分野の拡大と認証製品のプロモーションを強化し、飛騨高山に誇りと愛着を持って「つくる」、「売る」、「使う」取り組みを推進します。
- 市内消費の活性化のため、国によるマイナンバーを活用した消費活性化策（マイナポイント）を周知し、利用を促進します。
- 市内消費の拡大を図るため、景気動向を踏まえた迅速な景気対策を行います。

(3) イノベーションの促進と生産性の向上

① 最新技術の活用と生産性の向上

新技術・新生産方式の導入やサービスの効率化などにより、事業者の生産性の向上と競争力の強化を図ります。

- 地域の特性を活かし、地域に高い経済波及効果をもたらす事業展開を促進するため、地域未来投資促進法²⁸による設備投資への支援を行います。
- 事業者の生産性向上を図るため、生産性向上特別措置法²⁹に基づく設備投資を行う事業者に対して支援を行います。
- 地場製品の新たなニーズを掘り起こし、国内外への販路開拓を促進するため、電子商取引（eコマース）³⁰の利活用の仕組みづくりの検討を行います。
- 中小企業の実産性向上を図るため、新技術や新生産方式導入に向けたセミナー開催への支援を行います。
- 環境に配慮した企業経営を促進するため、木質バイオマス・水力などの自然エネルギー活用への支援などを行います。
- 市民や観光客の利便性向上を図るため、電子決済端末導入への支援を行います。

② 起業・創業しやすい環境づくり

起業セミナーの開催や相談窓口の充実、起業時の資金繰りの円滑化、起業後のフォローアップ体制やインキュベーション施設³¹の充実など、起業家の包括的な支援体制の強化を図ります。

- 商工会議所や商工会、金融機関などとの連携による起業・創業の相談窓口の整備やセミナーの開催など、起業家への包括的な支援体制の強化を図ります。

²⁸ 地域未来投資促進法

：地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的とする法律

²⁹ 生産性向上特別措置法

：世界に先駆けて「生産性革命」を実現させるため、2020年までを「生産性革命・集中投資期間」として、産業の生産性を短期間に向上させるために必要な支援措置を定めた法律

³⁰ 電子商取引（eコマース）

：インターネットなどのネットワーク上で契約や決済などの商取引を行うこと

³¹ インキュベーション施設

：起業にチャレンジする入居者をソフト・ハードの両面からサポートする施設

- 市内産業のイノベーションや、新たな業種・業態の創出を図るとともに、多様な働き方が選択できる環境を整えるため、インキュベーション施設の活用や支所地域への展開を推進します。
- 起業家の空き店舗活用を促進するため、まちづくり会社³²や商店街団体などと協働し、空き店舗を活用したチャレンジショップ³³事業などをすすめます。
- 意欲のある経営者を育成するため、商工会議所や商工会が行う「女性起業」、「創業」、「移住者と事業承継希望者とのマッチング」、「事業の多角化」などをテーマとしたセミナー開催への支援を行います。
- 起業家の育成や経営の安定化のため、資金調達手段の充実を図るとともに、資金の融資や利子・保証料補給などを行います。
- 市内での起業を促進するため、創業支援事業計画³⁴に位置付けられたセミナー受講修了者の起業に対し支援を行います。
- 起業・創業に興味のある都市部などからの移住希望者と市内空き店舗のマッチングを促進します。



飛騨高山インキュベーションセンター



起業セミナー

③ 産学金官連携の促進

産学金官連携の促進により、専門知識や能力、経験、蓄積されたデータなどの活用を促し、事業者の経営革新、新商品・新サービスの開発を促進します。

- 地場製品のブランド力強化や新分野への進出を図るため、産学金官連携などによる商品・サービスの高品質・高付加価値化に向けた共同研究・開発への支援を行います。
- 経営の安定化を図るため、小口融資制度をはじめとする資金の融資や利子・保証料補給などを行います。
- 災害や感染症などの発生時に、市内経済への影響を抑えるため、国や県、産業振興団体、金融機関などと連携し、必要な支援を行います。

³² まちづくり会社

：「中心市街地の活性化に関する法律」第7条第7項第7号で規定された、中心市街地の振興を目的に商工会議所、商店街振興組合、金融機関、地方公共団体が出資し設立した会社組織

³³ チャレンジショップ

：商売を始めたいが経験もなく最初から独立店舗で始めることが困難な人に対して行政や商店街団体などが連携して貸し出す店舗

³⁴ 創業支援事業計画

：起業家を育成するため「産業競争力強化法」に基づいて市区町村が策定し、国の認可を受けた計画

：民間の創業支援事業者（商工会議所・商工会、地域金融機関など）と連携して、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催などを実施する

○都市部などから人材を誘致するため、飛騨高山大学連携センターを通じて大学などとの連携強化を図り、大学のサテライトキャンパス³⁵の設置などに向けた取り組みを推進します。

(4) 都市構造と産業振興施策の連動

① 中心市街地への都市機能の集積と魅力創出

観光まちづくりの視点に立ち、まち歩きの楽しさを高めるための利便性や回遊性の向上、魅力ある商業空間の創出、町並みの景観保全など、魅力ある中心市街地の形成を図ります。

○中心市街地への移住・定住を促進するため、住宅の新築・改修などへの支援を行います。

○下町エリアの魅力と価値を高め、活性化を図るため、下町エリアのグランドデザインを策定します。

○中心市街地における良好な景観保持と回遊性向上を図るため、宮川を中心とした朝市や商店街を回遊できる歩行環境の整備を推進します。



(仮称) 宮川人道橋イメージパース

○市民や観光客の誘引・滞留を促し、下町エリア全体に誘導するため、(仮称)宮川人道橋左岸賑わい創出施設の整備を推進します。

○秩序ある美しい町並みを形成するため、「美しい景観と潤いのあるまちづくり条例」などにもとづき、町並みと店舗などの色彩や看板などの調和に向けた取り組みをすすめます。



Hon-San マルシェ

○調和のとれた、個性・魅力あふれるまちづくりをすすめるため、まちの魅力アップ応援事業により、商店街の自主的な取り組みへの支援を行います。

○中心市街地の活性化を図るため、まちづくり会社の機能や経営基盤の強化を図ります。

○中心商店街の魅力や価値を高めるため、関係者やアドバイザー、行政などが参加するワークショップを開催します。



本町3丁目のワークショップ

○中心市街地の渋滞緩和と観光客などの利便性や回遊性を高めるため、観光特化型バスを運行します。

○誰もが商店街などに気軽に買い物に訪れることができるよう、のらマイカー、まちなみバスの利用を促進し、運行内容などの充実を図ります。

³⁵ サテライトキャンパス

: 大学や大学院の本部から地理的に離れた場所に設置されたキャンパス

- 中心市街地の交通混雑の解消と良好な歩行空間の創出のため、道路交通網のあり方や車両の流入抑制などの交通対策について検討を行います。
- まちなかの賑わいを創出するため、ものづくりの作り手やデザイナーなどの連携による展示会の開催など、新たな空き店舗の活用を促進します。
- まちなかの賑わいを創出するため、まちづくり会社との連携強化により、空き店舗活用やイベント開催などの取り組みを推進します。
- 快適な歩行環境の向上を図るため、視覚誘導灯や歩車共存型道路などの整備を行います。
- 年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが安心して快適に施設などを利用できるよう民間施設のバリアフリー化などへの支援を行います。
- 中心市街地における休憩機能の充実を図るため、「まちかどスポット³⁶」の整備を行います。
- 商店街の機能や魅力の向上を図るため、環境に配慮した街路灯への切り替えやアーケード・シースルーシャッターの設置への支援を行います。
- 中心市街地の美観を維持するため、ごみのポイ捨てや路上喫煙に対する指導などを行います。
- 中心市街地の拠点性を高めるため、商業・業務、観光・交流など多様な都市機能の集積や強化を図ります。

② 各地域における商工業の活性化

農山村の景観の向上、市域内の周遊性の向上、各支所地域の地域拠点³⁷や商工業集積区域³⁸などにおける商工業の活性化を図ります。

- 地場産品販売のほか、道路、観光などの各地域の情報発信などをすすめるため、市民や観光客の交流拠点として道の駅の機能強化を図ります。
- 災害時において、道の駅による災害情報の発信や避難所としての活用などが図られるよう、国・県との連携により道の駅の防災拠点化をすすめます。
- 消費者ニーズを的確に捉えた農産物を生産するため、朝市や直売所、道の駅などを活用した生産者と消費者を直接つなぐ、生産・流通・販売システムの構築を促進します。
- 地域経済の活性化を図るため、地域の風土に合った自然エネルギーの利活用を促進します。



道の駅（ななもり清見 野菜直売所）

³⁶ まちかどスポット

：周囲の町並みの景観との調和を保ちつつ、市民や観光客が休憩・コミュニティスペースとして活用が可能なスポット

³⁷ 地域拠点

：支所地域における生活や交流活動の拠点

³⁸ 商工業集積区域

：商工業施設や流通業務施設等集積地

2 観光

(1) 飛騨高山ブランドの強化と域外市場産業の成長促進

① ターゲットを明確にした国内外からの観光客誘致

ビッグデータなどを活用し、ターゲットを明確にするとともに、マーケティング機能の強化を図り、国内をはじめさまざまな国や地域からの観光客誘致を推進します。

○効果的な観光施策を推進するため、ビッグデータ等の活用とマーケティング機能の強化を推進します。

○観光統計や観光動態調査などの結果を活用し、世代や地域などのターゲットを明確にした国内外からの効果的な誘客活動をすすめます。

○観光客が求める「飛騨高山の魅力・飛騨高山らしさ」を広く紹介するため、さまざまな手法でより深く伝える情報発信を行います。

○次世代の誘客や幅広い交流につながる教育旅行の誘致を戦略的に行うため、教育旅行に関する調査を実施します。

○観光客の幅広いニーズに対応し、わかりやすい観光案内情報を提供するため、まち歩きマップ、広域ルートマップなどのパンフレットを作成します。

○大都市圏をはじめ、さまざまな地域からの誘客を推進するため、旅行博への出展、各種メディア・旅行関連事業者などへの情報発信などをすすめます。

○観光客の飛騨高山の食文化に対する関心を高めるため、郷土料理をはじめとする飛騨高山の誇る「食」の情報発信をすすめます。

○飛騨高山の認知度を向上させ誘客を推進するため、地場産品の特徴を積極的にPRし、ものづくりのまちとしての飛騨高山の情報発信を行います。

○地場産品の特徴の明確化や販路の拡大を図るとともに、ブランド力の強化に向けた取り組みを行うため、観光客の消費動向などの収集・分析をすすめます。

○さまざまな国や地域からの誘客を推進するため、海外旅行博への出展、海外メディア・旅行関連事業者などへの情報発信、国内の各国政府機関・企業などへのPR、日本政府観光局や県との連携による宣伝・誘客活動をすすめます。



ツーリズム EXPO ジャパン



市内飲食店を訪れる外国人観光客

- 政治・経済などの変動が外国人観光客の動向に大きな影響を与えるため、幅広い国・地域を対象とした誘客活動や、影響を受けにくい層を対象とした誘客活動をすすめます。



古い町並を歩く外国人観光客

② 多様な観光客のニーズに対応した観光資源の活用

観光客の多様なニーズに対応できるよう、観光資源の掘り起こしや磨き上げ、受入環境の整備などの取り組みをすすめ、質の高い観光資源を提供しながら、国内外からの観光客誘致を推進します。

- 多様な観光客のニーズに対応するため、近隣の魅力ある観光地と連携し、広域観光ルートを活用した誘客活動をすすめます。
- 市内全域にわたる周遊型・滞在型の観光地づくりと宿泊客の増加に向けて、ユネスコ世界無形文化遺産³⁹である屋台行事や日本遺産⁴⁰などの優れた地域資源を活用した誘客活動を推進します。
- 文化や歴史、自然、地場製品の価値や背景などを紹介できる人材を育成し、国内外に本市の資源を広く発信することにより、さらなる誘客を図り、市内消費を促進します。
- 観光客に安心して快適に滞在できる環境を提供するため、観光案内所の運営や観光客に配慮したサービス、多言語対応、Wi-Fi環境の整備促進など、観光客の受入環境の向上に向けた取り組みを推進します。
- 地域の多様な資源を活用した誘客を図るため、飛騨高山ウルトラマラソンを開催します。
- 多様な観光客のニーズに対応するため、地域の資源を活用した満足度の高い観光施設の運営を行います。
- 新たな観光資源の発掘や観光客層の開拓のため、映画やアニメの舞台やロケ地を活用したロケツーリズム⁴¹をすすめます。
- 地場製品の地元での消費拡大を図るため、観光客が多く利用する宿泊施設や観光施設、飲食施設における利用や販売を促進し、さらなる域内循環の拡大を図ります。



飛騨高山ウルトラマラソン

³⁹ ユネスコ世界無形文化遺産

：芸能、伝承、社会的慣習、儀式、祭礼、伝統工芸技術、文化空間など無形の文化遺産を保護するためにユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が「人類の無形文化遺産の代表的な一覧」を策定し、その保護を進めようとするもの

⁴⁰ 日本遺産

：地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもので、高山市の「飛騨匠の技・こころ一木とともに、今に引き継ぐ1300年ー」が認定されている

⁴¹ ロケツーリズム

：映画やテレビ番組などの舞台となったロケ地、原作の舞台を巡る旅行形態

- 観光客が安心してひとり歩きできる環境を整備するため、分かりやすい案内看板の整備、観光案内所における観光情報の案内、まち歩きマップ等の提供などの取り組みをすすめます。
- イベント情報をはじめ各種観光情報や、交通情報、災害情報などを市民及び観光客に提供するため、地域のケーブルテレビ局やFM放送局との連携を図るとともに、ホームページやSNSでの情報発信を行います。
- まちの歴史や景観、伝統文化などを活用した観光地を形成するため、伝統的建造物群保存地区やその周辺地区における建築物などの修理、修景への支援を行います。
- 歴史的町並みや農山村景観、自然景観を保全・継承するため、関連機関や地域、団体と協調しながら、各地域に残る良好な景観の保存・再生に努めます。
- 観光客をまちぐるみであたたかく迎えるため、環境やユニバーサルデザイン⁴²に配慮した安全・安心な施設の整備をすすめます。
- 芸妓育成への支援を行うことで、飛騨高山に伝わるおもてなし文化やお座敷での伝統芸能を活用した誘客をすすめます。
- 外国人観光客をはじめとする観光客受入体制を充実するため、商品・購入方法の説明やメニューなどの多言語化、生活習慣や宗教上の理由による不便の解消のための取り組みを支援します。

(2) 産業間・企業間の連関性向上

① 官民連携による観光振興の推進

官民がそれぞれの役割を果たしながら、観光関係団体や事業者、行政が一体となった観光振興の取り組みを推進します。

- 魅力的な広域観光ルートを活用した観光客誘致を図るため、近隣自治体や鉄道・バス・航空・空港などの事業者と広域的な連携をすすめます。
- コンベンション⁴³や観光イベントへの支援を行い、滞在型の観光地づくりをすすめます。
- 持続可能な観光地づくりに向けた安定的な財源の確保を図るため、法定外税の導入に向けた検討を行います。
- 海外の実情や国・地域の特性に沿って、実効性や即効性のある取り組みをすすめるため、海外戦略推進体制について検討を行います。
- 災害や感染症などの発生時に、正確な情報発信による風評被害の抑制や、収束後を見据えた誘客などの取り組みを行えるよう、情報共有などを通じたさらなる官民連携を図ります。

② 産業観光の促進

飛騨高山のものづくりの心に触れられる体験型観光を活用した産業観光を促進します。

⁴² ユニバーサルデザイン

: 障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方

⁴³ コンベンション

: 国際会議など大規模な催し

○飛騨の家具などの工場見学や飛騨高山まちの体験交流館の積極的な活用を図るなど、産業観光を促進します。

○教育旅行の誘致のため、体験学習メニューの充実を図るとともに、農業体験や林業体験をはじめとするグリーンツーリズムなどを促進します。

(3) イノベーションの促進と生産性の向上

① 最新技術の活用と生産性の向上

AI や IoT などの最新技術を活用し、効果的な情報発信を行うとともに、観光関連産業の生産性の向上を図ります。

○誘客につながる効果的な観光情報の発信を図るため、スマートフォンや検索エンジン対策を重視したホームページの構築とコンテンツの充実を図ります。

○さまざまなターゲットに最新の情報を迅速に伝えるため、SNS をはじめとする多様なメディアを活用した情報発信を行います。

○観光客への地場産品などの販売促進と観光消費拡大を図るため、事業者の電子決済システムの導入を促進します。

○観光関連産業の生産性向上を図るため、観光大学やゼミの開催を通じて先進事例を学ぶ機会の提供を行います。

○外国人観光客が気軽に買い物などを楽しめる環境を整備するため、消費税免税制度の活用を促進します。



飛騨高山観光大学

(4) 都市構造と産業振興施策の連動

① 各地域の観光資源への周遊の促進

観光客の市内各地域への分散化を図るとともに、各地域の魅力・特色ある観光資源を活用した滞在型・周遊型の観光を促進します。

○体験型観光の提供による松倉・民俗村エリアへの誘客を促進するため、飛騨民俗村などの再整備を推進します。

○支所地域の観光資源を活かした誘客を図るため、自転車で巡るサイクルツーリズムを推進します。

○市営スキー場のモンデウスとアルコピアのうち一方を廃止し、存続するスキー場は市営スキー場としての役割を果たすことができるよう機能の充実を図るとともに、廃止するスキー場を有する地域



飛騨民俗村

については、地域の状況に応じた地域振興策を検討し、両地域の魅力の向上と活性化を図ります。

- 健康への関心の高まりに対応した高地などの豊かな地域資源を活用した新たなヘルスツーリズム⁴⁴の検討を行います。
- 地域のアイデンティティ⁴⁵の源である歴史文化、自然資源などを確実に後世へ継承するため、地域による保全や活用に取り組む地域プライド事業を実施します。
- 多様化する観光客のニーズに対応するため、飛騨高山の自然・食文化・伝統文化などの地域の魅力に触れることができる着地型ツアーの造成・活用をすすめます。
- 観光客が二次交通⁴⁶を利用しやすい環境を整備するため、案内表示の多言語化や路線の乗継ぎなどの利便性の向上を図ります。
- 観光客の来訪による地域経済への波及効果を高めるため、市内全域への訪問に向けた取り組みを推進します。

② 自然環境や温泉資源の活用と山岳観光の推進

豊かな自然環境や温泉資源などの観光資源を活用するとともに、山岳観光を推進するため必要な環境整備や官民一体となった取り組みをすすめます。

- 奥飛騨温泉郷への誘客を図るため、奥飛騨温泉郷活性化基本構想に基づく山岳観光などの振興に必要な整備を行います。
- 地域の観光資源を活用した誘客を図るため、ONSEN・ガストロノミーウォーキング⁴⁷や乗鞍エンジョイプロジェクト⁴⁸などへの支援を行います。
- 持続可能な観光地づくりに向け、入湯税の使途の見直しの検討を行います。
- 自然環境と共生した観光地を形成するため、環境負荷の少ないエネルギーを活用するなど、環境に配慮した施設の整備と運営を行います。
- 自然環境や地形地質遺産の保全と利活用による持続可能な地域づくりをすすめるため、関係機関や地域、団体との連携による白山ユネスコエコパークや飛騨山脈ジオパーク構想を推進します。
- 森林、水、動植物などの貴重な自然資源の保全と適正な利用による地域活性化を図るため、乗鞍岳や乗鞍山麓五色ヶ原の森を中心としたエコツーリズム⁴⁹の取り組みをすすめます。

⁴⁴ ヘルスツーリズム

：健康・未病・病気の方、また老人・成人から子どもまですべての人々に対し、科学的根拠に基づく健康増進を理念に、旅をきっかけに健康増進・維持・回復・疾病予防に寄与するもの

⁴⁵ アイデンティティ

：地域や組織などが有する独自性、特徴

⁴⁶ 二次交通

：鉄道などの駅から観光目的地までの交通のこと

⁴⁷ ONSEN・ガストロノミーウォーキング

：温泉地を歩きながら、その土地ならではの食、自然・景観、歴史・文化を体感する新しい旅のスタイル

⁴⁸ 乗鞍エンジョイプロジェクト

：乗鞍岳への誘客を図る地域の取り組み

⁴⁹ エコツーリズム

：自然環境のほか、文化・歴史などを観光の対象としながら、環境の保全と持続可能性を考慮した余暇活動

- 市民や観光客が、安全安心に森林地帯や山岳地を散策し、森や自然と親しむ機会を充実するため、トレッキングコース（登山道、自然遊歩道）の活用や維持管理をすすめます。

3 農業・畜産業

(1) 飛騨高山ブランドの強化と域外市場産業の成長促進

① 農畜産物の高付加価値化や安全安心な産地産品づくりの推進

農畜産物の生産過程における安全基準を順守するとともに、農畜産物の優位性と品質を高める取り組みを促進することにより高付加価値化を図ります。

- 「飛騨ほうれんそう」、「飛騨トマト」、「飛騨牛」や「飛騨米」などの農畜産物の優位性を高めるため、高品質・高付加価値化に向けたブランド力強化への取り組みをすすめます。
- 飛騨の農畜産物の魅力をさらに高めるため、農商工連携により都市部でのPRなどを実施します。
- 飛騨高山の魅力や価値を活かした農畜産物の販売促進を図るため、メイド・バイ飛騨高山認証制度を実施します。
- 消費者に安全・安心な農畜産物を提供するため、ぎふクリーン農業⁵⁰やGAP⁵¹・HACCP⁵²などの認証取得、環境保全型農業の取り組みを促進します。
- 環境保全効果の高い営農活動を推進するため、農業廃棄物の適正処理などの取り組みをすすめます。
- 「飛騨ねぎ」や「あぶらえ」など地域に根付いた伝統的な農産物の高付加価値化を図るため、地域の特性を活かした農産物の生産振興や食文化の情報発信をすすめます。
- 畜産物の品質向上や生産技術の向上・普及を促進するため、各種品評会などの開催、全国和牛能力共進会に向けた取り組みへの支援を行います。
- 安全・安心な畜産物を生産するため、水田での飼料作物の生産拡大や、耕種農家⁵³との連携による飼料用米、WCS（稲発酵粗飼料）⁵⁴などの生産、稲わらの利用など、飼料自給率の向上を図ります。



畜産共進会

⁵⁰ ぎふクリーン農業

：従来の栽培に比べ化学合成農業・化学肥料をそれぞれ30%以上削減した栽培を「ぎふクリーン農業」と定義し、その適正な表示のために、生産・表示のルールを定め、これに基づき生産登録し、一定の基準を満たして生産された農産物に、ロゴマークをつけることができる

⁵¹ GAP

：農業生産工程管理/Good Agricultural Practice の略

農業生産活動を行う上で必要な関係法令などの内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと

⁵² HACCP

：食品製造工程上の危害要因分析に基づく必須管理点

⁵³ 耕種農家

：主として作物を栽培し、出荷する農業者

⁵⁴ WCS（稲発酵粗飼料）

：「Whole Crop Silage」の略。収穫した水稲をロール状に梱包し発酵させた牛の飼料

○肉用牛、乳用牛の改良をすすめるため、育種価データ⁵⁵や牛群検定データ⁵⁶の活用を促進します。

② 農畜産物の供給安定化、販路拡大

生産基盤の拡充と強化による農畜産物の供給の安定化と、消費者ニーズを的確に捉えた多様な流通手段や販売方法の活用、消費者への安全安心な農畜産物の魅力紹介などの情報発信により、販路の拡大を図ります。

○認定農業者や新規就農者による生産性の向上・経営規模拡大を促進するため、施設や機械の導入の支援を行います。

○都市部への販路拡大を図るため、農産物の魅力の紹介・販売促進活動などさまざまな手法による情報発信を行います。

○地域の農畜産物の情報発信や販路拡大、流通の効率化を図るため、生産者と市内外の食品関連事業者をつなぐ飛騨高山アンバサダーの活用を促進します。

○消費者ニーズを的確に捉えた農産物を生産するため、朝市や直売所、道の駅などを活用した生産者と消費者を直接つなぐ、生産・流通・販売システムの構築を促進します。

○地域産業の活性化を図るため、農林畜産業者と食品関連事業者とのマッチングなどの交流機会を創出し、販路拡大を促進します。

○年間を通じた農業生産活動による経営の安定化を図るため、冬期間の菌床シイタケの栽培など、経営の複合化を促進します。

○農業生産活動を支えるため、認定農業者制度や認定新規就農者制度の普及、法人化の促進、農業経営改善のための機械、施設の導入支援、融資の利子補給、経営相談などの各種支援を行います。

○市場などへの安定した供給を確立するため、農業基盤の強化を図り、災害や病害虫、営農環境の変化などに強い産地づくりをすすめます。

○災害や異常気象などによる生産者への負担を軽減するため、農作物や農業関連施設の早期の災害復旧支援を行います。

○農業土木施設の老朽化への対応や作業の省力化を図るため、農業用水路などの長寿命化対策などによる生産基盤の強化をすすめます。

○農業土木施設を適切に維持管理するため、整備にかかる農家負担（分担金・負担金）のあり方の検討を行います。

○消費者へ安全安心な農産物を供給するため、公設地方卸売市場の整備を行います。

○安心して飼育ができる畜産経営環境を整備するため、家畜診療所の設置及び家畜防疫衛生の充実・強化を行います。

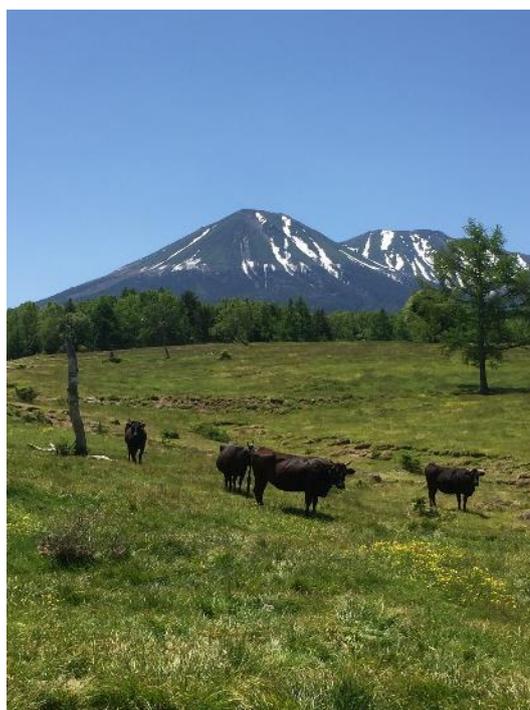
⁵⁵ 育種価データ

：親から子に伝えられる遺伝的能力の度合いを数値で示したもの

⁵⁶ 牛群検定データ

：検定参加農家が飼養している経産牛全頭について、乳量、乳成分、体細胞数、飼料給与状況、飼料単価、乳価、繁殖記録などといったデータを牛個体毎に記録したもの

- 畜産物を安定的に生産するため、畜舎や堆肥舎などの整備や防疫設備の整備への支援を行います。
- 海外への農畜産物の販路開拓を図るため、地域の魅力的な資源の宣伝・販売促進活動を推進します。
- 子牛の死亡など生産過程における事故に対応するため、家畜共済や生産者組合が行う互助制度への加入を促進します。
- 堆肥の減量化や良質化を図るため、有用菌を活用した戻し堆肥などの取り組みを促進します。
- 放牧による省力化と繁殖雌牛飼養の低コスト化を図るため、放牧場の利用を促進します。
- 畜産物を安定的に提供するため、肉用繁殖牛・乳用牛の導入・保留への支援を行うなど、増頭対策をすすめます。
- 畜産農家の繁殖雌牛増頭の初期投資を軽減するため、繁殖雌牛導入資金借入にかかる利子・保証料を補給します。
- 良質な畜産物を安定的に提供するため、飛騨食肉センターへの支援を行います。



飛騨御岳牧場

(2) 産業間・企業間の連関性向上

① 地産地消の推進

市民や事業者などを対象にイベントやPRを行い、地域の農畜産物の魅力を伝えながら理解と関心を高め、地産地消を推進します。

- 将来を担う子どもたちの地産地消に対する関心を高めるため、地域の農畜産物の学校給食への活用や食育講座の実施など生産者との交流を促進します。
- 市民の地産地消への関心を高め理解を深めるため、地域の農畜産物を活用したイベントの開催などを推進します。
- 地域農業への関心や食と農の結びつきの理解を深めるため、食農教育をすすめます。
- 地域の農畜産物の利用を促進するため、市内事業者などへの多様な情報媒体の活用による情報提供や高山市地産地消推進会議による市民へのPR、市内の飲食店や宿泊事業者を対象とする米の試食会や食の見本市の開催などの取り組みをすすめます。
- 少量多品目の農産物の市内流通を促進するため、朝市や直売所、卸売市場などの機能強化を図ります。



地産地消推進事業農家ツアー

② 6次産業化⁵⁷の促進

農畜産物の生産（第1次産業）に加え、食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）の取り組みへの支援を行うことで、農畜産物の付加価値を高め、所得の向上を図ります。

- 地域の農畜産物を有効活用するため、新メニューの考案や新商品開発に必要な施設・機械などの導入への支援を行います。
- 魅力ある農畜産物を提供するため、地域の特色を生かした特産物の発掘や育成、高付加価値化への支援を行います。

③ 耕畜連携による資源循環体系の確立

耕種農家と畜産農家の連携を深め、粗飼料と堆肥の相互供給による資源循環体系を確立します。

- 農畜産業における資源循環体系を確立するため、耕種農家から畜産農家への稲わら供給や畜産農家から耕種農家への堆肥供給などの耕畜連携の検討を行います。

(3) イノベーションの促進と生産性の向上

① 最新技術の活用と生産性の向上

AI や ICT などの最新技術の導入による省力化・効率化をすすめ、高齢化や農家戸数の減少が進む農畜産業の生産性の維持・向上を図ります。

- 農業の省力化・効率化や農業生産の維持・向上を図るため、AI・ICTを駆使したスマート農業技術導入への支援を行います。
- 農業生産効率の向上を図るため、農産物の生産・加工・集出荷施設などの整備への支援を行います。
- 畜産業の省力化・効率化の促進による飼養管理の維持・向上を図るため、最新技術導入への支援を行います。



スマート農業（3Sポット耕）

(4) 都市構造と産業振興施策の連動

① やすらぎとゆとりのある魅力的な農山村づくり

緑豊かな田園風景など農山村の魅力を守るとともに、農業体験施設の利用による地域の活性化を図ります。

- 中山間地ならではの美しい田園風景等の景観を保全していくため、農地のもつ水源かん養などの多面的機能の活用を推進します。

⁵⁷ 6次産業化

: 第1次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を活かしたサービスなど、第2次産業や第3次産業にまで踏み込むこと。1、2、3を掛け算して第6次産業としている

- 緑豊かな田園風景などを守るため、自然に優しい環境保全型農業への取り組みを促進します。
- 地域の活性化と利用者の生きがいくりのため、農業体験施設による作業体験や施設利用を促進します。
- 多様な生物との共生を図るため、多自然型護岸⁵⁸などによる農業用施設整備をすすめます。
- 農地の有効利用と新規就農者の円滑な就農開始を図るため、新規就農者等支援事業による農地活用を促進します。

② 農地対策や耕作放棄地対策、鳥獣被害対策などの推進

荒廃農地などの再利用や鳥獣被害対策などをすすめ、限られた農地の有効活用や農業経営の安定化を図ります。

- 水田の有効活用を図るため、水稻の適地適品種の作付けや麦・大豆・そば・飼料作物、新規需要米などの生産を促進します。
- 災害に強い農業基盤を確立するため、共済制度などへの加入を促進します。
- 新たな耕作放棄地や荒廃農地の発生を防ぎ、限られた農地を有効利用するため、耕作放棄地再生利用事業による荒廃農地などの再利用を推進します。
- 小規模農家を含めた農業経営の安定化を図るため、支援を行います。
- 鳥獣による農作物等への被害を防ぐため、捕獲技術者の育成・確保をすすめます。
- 鳥獣による農作物等への被害を防ぐため、鳥獣被害防止計画に基づいた捕獲の実施と鳥獣被害防止柵などの設置の促進を図ります。
- 捕獲した鳥獣を地域資源として活用するため、食品関連事業者との連携をすすめます。



獣害柵設置（作業風景）

③ 農業振興地域における農地の有効活用

農業振興地域において農地利用規制などの緩和を行うなど、優良な農地の維持と有効活用を図ります。

- 優良農地の確保と今後の農地利用のあり方について、農業委員、農地利用最適化推進委員が中心となり、農家の意向などを確認しながら、地域と連携して農地の現状把握とマッチングをすすめます。
- 農地を有効利用するため、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地の集積・集団化による農地利用を促進します。

⁵⁸ 多自然型護岸

：従来のコンクリートブロックで固めるだけの護岸工事とは異なり、治水上の安全を確保しつつ植物の良好な育成環境に配慮した水と緑豊かな護岸

- 担い手が少ない地域の農地の維持を図るため、地域ぐるみによる集落営農組織の活動への支援を行います。
- 荒廃農地などの増加を抑えるため、農地利用規制などの緩和による非農家の農地利用を促進します。
- 農地を守り、持続可能な農業を推進するため、農業振興地域整備計画の運用の見直しの検討を行います。

4 林業

(1) 飛騨高山ブランドの強化と域外市場産業の成長促進

① 森林資源を活用した交流の推進

広大な森林から生み出されるさまざまな資源の活用を通じて、市民、観光客、都市部の自治体や住民との交流を推進します。

- カーボンオフセット⁵⁹を軸とした森林整備を促進するため、都市部の自治体との連携強化の検討を行います。
- 市産材を活用した都市部との交流をすすめるため、木製玩具を用いた木育⁶⁰プログラムなど連携事業の拡大を図ります。
- 豊かな森林資源を活用するため、都市住民や外国人観光客が訪れるグリーンツーリズム⁶¹やエコツーリズムの場として、市有林などを利用する取り組みを推進します。



木育ひろば

② 豊かな自然に触れ親しむ機会の充実

市民、観光客、都市部の住民が森林空間の魅力に触れ親しむための機会の充実を図り、市民生活の質や豊かさの向上、森林サービス産業⁶²の振興を図ります。

- 森林の魅力をより多くの人々に体験してもらうため、森林浴⁶³によるリラクゼーションなど森林空間が持つ機能を活用する取り組みを推進します。
- 豊かな自然に触れ親しむ機会を提供するため、生活環境保全林⁶⁴などの適切な維持・管理や、さまざまなメディアを通じた情報発信の取り組みを推進します。



生活環境保全林（清見町 四季の郷）

⁵⁹ カーボンオフセット

：CO₂などの温室効果ガスについて、排出される温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、自らが排出する温室効果ガスを埋め合わせること

⁶⁰ 木育

：「子どもをはじめとするすべての人びとが、木とふれあい、木に学び、木と生きる」ことを学ぶ活動

⁶¹ グリーンツーリズム

：都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然文化や人々との交流を楽しむ余暇活動

⁶² 森林サービス産業

：森林空間を健康、観光、教育などの多様な分野で活用した産業

⁶³ 森林浴

：森林に入って清浄な空気を呼吸し、その香気を浴びて精神的安らぎを得て、心身の健康を図ること

⁶⁴ 生活環境保全林

：保健休養や自然観察の場として利用する森林

③ 市産材の販路拡大や商品力向上

市内の森林で生産される多様な木材の活用を目指し、販路拡大や高付加価値化、木材供給体制の確立に向けた取り組みを強化します。

- 都市部での建築への市産材の販路拡大を図るため、林業及び木材産業の事業者と連携して中津川市の東濃ヒノキブランドとタイアップした取り組みを促進します。
- 豊富な地元の広葉樹材について、地域の自然環境に合った樹種を育成するとともに、家具や木製品などへの活用による高付加価値化を促進します。
- 持続可能な林業及び木材産業の実現と市産材の供給体制の確立に向け、主伐⁶⁵や再造林⁶⁶、広葉樹施業⁶⁷を促進します。

(2) 産業間・企業間の連関性向上

① 林業と異業種の連携による林業推進体制の強化

産業分野を超えた異業種の事業者や市民、学識経験者などとの連携をすすめ、林業の生産性向上や木材の利用促進に向けた取り組みを強化します。

- 林業の活性化を図るため、林業と建設業との連携による林業事業者の育成・強化を図ります。
- 多様な木材の利活用を図るため、木材利用の新たな可能性について、市民、さまざまな分野の事業者、学識経験者などにより情報共有、意見交換をすすめます。

② 木や緑を活かした地域産業づくりの促進

林業や木材産業に関わる事業者に加え、異業種間の連携をすすめ、市産材の利用促進や森林空間を利用した誘客促進を図ります。

- 市産材の利用の拡大を図るため、林業事業者や製材業者、建築事業者などとの連携による匠の家づくり支援事業を活用した事業を推進します。
- 家具製造業をはじめとする木工関連産業との連携による市産材の利用拡大を図るため、匠の家づくり支援事業（市外型）を推進するとともに、広葉樹施業を促進します。
- せせらぎ街道などの多くの観光客が通行する道路において、新緑や紅葉など景観の魅力を高めるため、沿道の修景を行います。

⁶⁵ 主伐

：木材として利用できる時期にきた木を伐採すること

⁶⁶ 再造林

：人工林を伐採した跡地に、再び苗木を植えて人工林をつくること

⁶⁷ 広葉樹施業

：広葉樹材の生産を目的に除伐や間伐などの手入れをすること

(3) イノベーションの促進と生産性の向上

① 最新技術の活用と生産性の向上

AI や ICT などを活用したスマート林業⁶⁸による資源や境界の管理の効率化、新たな木材加工技術による木材利用をすすめます。

○林業の成長産業化と森林の適切な経営管理の実現のため、森林環境譲与税⁶⁹を活用した GIS⁷⁰による森林境界明確化など、最新技術を導入した取り組みを推進します。

○木材の新たな利用を開拓するため、木質燃料⁷¹や木材抽出液⁷²など、多様な森の恵みの利用を促進します。

(4) 都市構造と産業振興施策の連動

① 安全なくらしを守る森林づくり

産業分野を超えた異業種の事業者や市民、学識経験者との連携により、豪雨などの自然災害に強い森林づくりに向けた整備を計画的にすすめます。

○災害に強い森林づくりをすすめるため、災害の恐れのある森林などにおいて、積極的な間伐⁷³を推進します。

○森林の水源かん養機能⁷⁴や土砂災害防止機能⁷⁵などの多面的機能を発揮するため、「100年先の森林づくり」構想に基づく計画的な森林の整備について、広く市民や林業関係者、その他異業種の事業者などの意見を聞きながら推進します。



間伐林

② 適正な森林伐採の指導

森林の適正な管理をすすめ、森林のもつ木材生産や水源かん養機能など多面的な機能の維持・向上を図ります。

⁶⁸ スマート林業

： ICT などの先端技術を活用し、生産性や安全性を向上させ、高度な木材生産を可能とする新しい林業の取り組み

⁶⁹ 森林環境譲与税

： 森林現場の課題に早期に対応するため、「森林経営管理制度」の導入に合わせて、平成 31 年度から市町村や都道府県に対して譲与される交付金

⁷⁰ GIS

： 地理情報システム。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術

⁷¹ 木質燃料

： 木材や樹皮を使用した燃料。木質ペレットやチップ、薪など

⁷² 木材抽出液

： 木材に含まれる化学物質を抽出した液体。アロマオイルや化粧品原料にも使用される

⁷³ 間伐

： 混み合ってきた森林の一部の木を間引くこと

⁷⁴ 水源かん養機能

： 洪水を緩和させる、流量を安定させる、水質を浄化するなど、森林の持つ水資源を保全する機能

⁷⁵ 土砂災害防止機能

： 森林の下層植生や落枝落葉が地表の浸食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ機能

- 違法伐採や造林未済地の発生を防止するため、伐採届や伐採後の更新義務についての周知及び指導を行います。

5 産業を担う人材（各分野共通）

（5）産業を担う人材の育成・確保と働きやすい環境づくり

① 産業を担う人材の育成・確保

技術やブランド力、精神などが次世代へ継承されるよう、事業承継の円滑化と産業の担い手の育成・確保を図ります。また、市内産業の価値・魅力を高め、競争力を強化させる ICT や企画・デザインなどのクリエイティブ人材の育成・確保を図ります。

○学生や子どもたちに地元企業を知る機会を提供するため、事業者や産業振興団体との協働による郷土学習や体験学習、企業見学会などの取り組みを推進します。

○青少年の創造性や豊かな発想力を養うため、発明くふう展や科学作品展などの取り組みをすすめます。

○伝統的工芸品や祭屋台の修理・保存、伝統建築などの後継者を育成するため、組合や事業所、研修者への支援を行います。

○飛騨の匠の心と伝統技術を受け継ぐ後継者を確保・育成するため、飛騨高山の名匠認定制度⁷⁶を実施します。

○地域産業を支える職人の技術力向上を図るため、技能グランプリ⁷⁷、技能五輪全国大会⁷⁸出場への奨励制度を実施します。

○高齢者が有する知識や技術を活用するため、事業所における定年延長・再雇用などの取り組みを促進します。

○次世代のものづくりや商品プロデュースを担う人材を育成するため、外部アドバイザーや地場産業振興センター等の関係機関と連携し、人材の育成をすすめます。

○クリエイティブ人材の育成・確保を図るため、UIJ ターンによる起業・創業を目指す若者やフリーランス⁷⁹などのシェアオフィス⁸⁰の利用を促進します。



伝統建築の後継者支援



飛騨高山の名匠認定式

⁷⁶ 飛騨高山の名匠認定制度

：市内産業の振興や、後継者の育成を図るため、商業・工業分野及び農業、林業、畜産業、水産業分野の職種において、優れた技術と豊富な経験を有する現役の技能者を本市が認定する

⁷⁷ 技能グランプリ

：年齢にかかわらず特に優れた技能を有する熟練技能者が競う技能競技の全国大会

⁷⁸ 技能五輪全国大会

：23歳以下の青年技能者が競う技能競技の全国大会

⁷⁹ フリーランス

：特定の会社や団体などに特定せず、個々の仕事で契約を結び報酬を得る人

⁸⁰ シェアオフィス

：同じスペースを複数の利用者によって共有するオフィス

- 海外との人やモノの交流を促進するため、市民の異文化に接する機会を提供します。
- 経営者の高齢化と後継者不足による廃業の増加を抑えるため、商工会議所や商工会、金融機関、税理士会などとの連携による円滑な事業承継への支援を行います。
- 事業者の雇用確保と負担軽減を図るため、事業者が実施するインターンシップ⁸¹への支援を行います。
- 若者の地元就職を促進するため、移住定住や結婚、出産、子育てなどの施策をパッケージ化して総合的な情報発信を行います。
- 市内就職者の資質向上と同世代間での仲間づくりを促すため、産学金官共同による事業者の人材育成研修をすすめます。
- 健康で豊かな食生活や食習慣を身につけ、地域で生産される農畜産物への理解を深めるため、各農作業体験や食育出前講座など食農教育を推進します。
- 新規就農を促すため、都市部でのフェアへの出展や、農家での就農体感ツアーの開催による就農希望者への情報発信を推進します。
- 移住就農者を受け入れやすい環境を整備するため、都市部での就農相談会の開催や、農地情報の提供などの支援を行います。
- 経営感覚に優れた担い手を育成するため、後継者組織の活動や海外研修などへの支援を行います。
- 新規就農者や新たな担い手が円滑に就農を開始できるようにするため、就農に向けた短期・長期研修を実施します。
- 新規就農者の経営リスクを軽減し、農業への定着を図るため、青年就農給付金制度の活用をすすめます。
- 農業へ新規参入しやすい環境を整えるため、県やJAなどと連携し、スマート農業技術の活用により、労働力不足の解消をすすめます。
- 農家の高齢化・人口減少による人材不足に対応するため、新たな担い手や新規就農者への農地の貸し借りのマッチングを行い、スムーズな就農への支援を行います。
- 地域の担い手となる認定新規就農者の早期経営安定や、認定農業者の経営拡大を図るため、農地のあっせんや機械・施設の導入支援を行います。
- 地域農業の担い手となる農作業受託組織の強化を図るため、法人化への移行を促進します。
- 有害鳥獣の捕獲技術者を確保し育成するため、銃猟免許取得や射撃場の活用への支援を行います。
- 畜産業の新たな担い手確保と定着を図るため、賃貸型牛舎の整備による自立経営への支援を行います。



新規就農者支援

⁸¹ インターンシップ

: 学生が一定期間企業などの中で研修生として働き、自分の将来に関連のある職業体験を行える制度

- 畜産農家の労働負担を軽減するため、ヘルパーやコントラクター（飼料生産受委託組織）などの支援体制の充実を図ります。
- 森林技術者の育成・確保のため、労働・雇用条件の向上に向けた事業者への支援を行うとともに、林業就業体験ツアーを実施します。
- 各産業分野の担い手を確保するため、新たな取り組みの検討を行います。

② 誰もが働きやすい労働環境の整備

若者や女性、高齢者、障がい者、外国人など、誰もが能力を活かしながら生きがいを持ち、健康に働くことができる環境整備を促進します。

- 均等な雇用機会と平等な待遇が保障される労働環境を整備するため、事業者に対して多様な媒体を活用し、広く情報提供や啓発を行います。
- 労働者が多様で柔軟な働き方を選択できるなどワーク・ライフ・バランス⁸²の実現を図るため、事業所への講師派遣やセミナーなどの開催により、働き方改革実践企業の育成を図ります。
- 子育てと就労を両立させるため、育児介護休業制度の普及啓発や事業所内保育施設の整備・運営への支援を行うとともに、病児保育や夜間保育を実施します。
- 高齢者が豊かな経験や知識を活かし、多様な形態で働き、生涯現役として社会参加できる環境をつくるため、定年の延長や再雇用の促進、シルバー人材センターへの支援などを行います。
- 障がい者の自立を促進するため、障がい者の就労支援サービスなどの自立支援給付の自己負担への支援を行うとともに、就業相談の実施や障がい者を雇用する事業者への支援を行います。
- 外国人労働者や外国人技能実習生などが安心して滞在できる環境を整えるため、日本語講座の開催や外国人相談窓口の設置などを行います。
- 地域が協働して農業に取り組むことができるよう、農作業場の共同化や集落営農を推進します。
- 農福連携や他業種からの農業への参加を促進するため、相談・支援をすすめます。



事業所内保育施設



シルバー人材センターによる作業

⁸² ワーク・ライフ・バランス

：仕事と生活の調和（work-life balance）。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、家庭や地域における子育て・介護の時間や、家庭・地域・自己啓発などにかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう社会全体で取り組む概念。仕事と私生活の両立を支援することで業務効率の向上を図り、生産性を高め、かつ優秀な人材の確保、モラル向上などもめざすもの

- 農業経営の改善や生産技術向上のため、農業経営改善支援センターによる研修会の開催や各関係機関との連携により営農指導体制の強化を図ります。
- 地域で活躍する女性農業者を育成するため、女性の農業経営参画をすすめるとともに、女性農業者への支援を行います。
- 繁忙期を含めた農家の人材不足に対応するため、外国人労働者の受け入れについて関係機関との連携と情報提供の強化に取り組みます。
- 育児や介護による休職後の復帰や離職された方の再就職を支援するため、関係機関と連携しセミナーや相談会の充実を図ります。
- 都市部などからの市内事業所への就労を促進するため、住宅確保などへの支援を行います。

③ 雇用機会の創出と地元企業への就労促進

市内において雇用の受け皿となる産業や職種を増やすとともに、若者の地元企業への就労促進を図ります。

- 若者の地元就職を促進するため、Uターン就職に関する情報発信機能の強化を図ります。
- ICTやクリエイティブ産業の立地促進、人材の育成・確保、市内におけるビジネス機会の創出を図るため、サテライトオフィスの立地促進に向けた誘致活動の強化を図ります。
- 高等学校卒業後、市内事業所に就職する若者へのキャリアアップ支援制度の創設などにより、若者などの就労先として地元企業が選択されるしくみづくりをすすめます。
- 地元就労や移住の促進を図るため、若者や移住者のニーズを把握するとともに、Uターン就職者の増加に向けた支援制度の見直しについて検討を行います。
- 就労機会を拡大するため、職業安定所と連携し、就職ガイダンス・就職面談会・企業見学会などを実施します。
- ニートやフリーターの就職を支援するため、関係機関と連携しセミナーや相談会の充実を図ります。
- 求職者に職業紹介や求人情報を提供するため、無料職業紹介所を開設するとともに、職業安定所との連携によるワークサロンたかやまの開設や支所地域への巡回相談などを行います。



就職ガイダンス

④ 労働者の所得と生活の安定

若者をはじめ産業を支える人々が将来に夢を持ち、地域に定着するよう、労働者の所得の向上と生活の安定を図ります。

- 労働者の生活安定を図るため、勤労者生活安定資金融資を行います。
- 労働実態調査を実施し、調査結果を事業者へ情報提供するとともに、その利活用を図ります。

- 勤労者のスポーツ・レクリエーション活動や社会福祉活動の充実を図るため、勤労青少年ホームを運営します。

第7章

本計画の推進に向けて

第7章 本計画の推進に向けて

1 地域経済懇談会の設置

- 人口減少の進行など地域経済を取り巻く社会環境が変化する中、地域経済の持続的な発展を図るためには、地域固有の資源などの特性や強みを活かし、市内経済の好循環を実現していく必要があります。
- 2018（平成30）年度までに市が実施した地域経済構造分析結果や各種統計データなどの根拠に基づき、事業者や行政が共通認識を持ちながら、産業振興の方向性や具体的な取り組みを検討するため、2019（平成31）年度から地域経済懇談会を設置しています。
- 外部の視点から指導や助言を得ることを目的として、高度で専門的な知見を持つ有識者を経済政策統括アドバイザーに、統計や地域経済に精通している有識者を経済政策アドバイザーに委嘱しており、地域経済懇談会へも参画を得ています。
- 地域経済懇談会による議論・検討で得られた課題や助言などについては、市の各種施策へ活かしていきます。



地域経済懇談会



KJ法による分析

2 経済構造の状況の把握

- 市内経済の好循環を実現する効果的な産業振興施策を打ち出すためには、市内経済の構造を的確に把握する必要があることから、市では、高山市の産業連関表の作成及び地域経済構造分析を2017（平成29）年度、2018（平成30）年度に行いました。
- 市内経済の好循環の実現を図るためには、経済構造の状況等をどういう視点で捉え、どう推移しているのかを把握するとともに、その状況を市民や事業者などで共有していくことが重要です。
- そうした観点から、「稼ぐ力」、「市内資金循環」、「産業を担う人材」の3つの視点で経済構造の状況を示すデータを把握しながら、市民、事業者にとって経済効果が実感できるよう各種施策に取り組んでいきます。

視点	状況を示すデータ（年間）	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
稼ぐ力	就業者1人当たり市内総生産額(千円) (岐阜県市町村民経済計算結果)	6,694	6,834	6,955
市内資金循環	市際収支(億円) (高山市産業連関表)	▲99	—	▲100
産業を担う人材	雇業者1人当たりの雇業者報酬(千円) (岐阜県市町村民経済計算結果)	3,886	3,786	3,826

3 推進のための役割分担と連携

高山市産業振興基本条例第3条（基本理念）において「産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を尊重しながら、豊かで特色ある地域資源の活用により域外市場産業の成長を促し、市内産業間や企業間のつながりを強化することにより、市内経済への波及と資金循環を促進し、市内経済の好循環の実現を目指すことを、事業者、産業振興団体、金融機関、大学等、市民及び市が共通認識し、連携のもと推進することを基本とする。」と規定しています。この基本理念を関係者が共通認識し、それぞれが役割を担い、連携をさらに強化していくことが重要です。

（1）市・事業者・産業振興団体・金融機関・大学等の役割及び市民の協力

① 市の役割

- 事業者自らの創意工夫及び自助努力を尊重し、豊かで特色ある地域資源を活かしながら、事業者、産業振興団体、市民及び市が協働して推進していく基本理念と本計画に基づいて、産業振興のための施策を実施していきます。
- 基本理念に基づいた事業者の取り組みに対し、積極的な支援を行い、良好な環境づくりに取り組みます。
- 事業者、産業振興団体、金融機関、大学等、市民、国及び県との連携を図り、相互に情報交換及び協力が可能な体制を構築します。

② 事業者の役割

- 基本理念に基づき、常に自助努力及び経営革新に努めるとともに、地域住民との協調、市民の良好な生活環境の保全、地域資源の活用、市内産業とのつながりの強化、地球環境への負荷の低減並びに市民の消費生活の安定及び安全確保に取り組むものとします。
- 仕事と生活の両立支援など、誰もが働きやすい環境づくりに努めます。
- 産業振興団体に積極的に加入し、市又は産業振興団体が行う産業振興のための施策又は事業に率先して参画及び協力するよう努めます。

③ 域外資本企業の役割

- ②の事業者の役割に加えて、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、事業活動を行うにあたっては、市内において生産される商品の購入及び提供されるサービスの利用、市内における雇用の確保、景観への配慮に積極的に取り組むなど、市内経済の好循環が図られるよう努めます。

④ 産業振興団体の役割

○基本理念に基づき、自らの組織の強化を図りながら、中小企業者及び小規模企業者の創意工夫及び自助努力を支援する活動を行うとともに、市と協力し、積極的に産業振興のための施策を実施するものとします。

⑤ 金融機関の役割

○基本理念に基づき、事業者が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、円滑な資金の提供や経営相談、その他の方法により支援するとともに、産業振興のための施策に積極的な協力を行うものとします。

⑥ 大学等の役割

○基本理念に基づき、産業振興のための施策に協力を行うよう努めます。

⑦ 市民の協力等

○市内において生産される商品の購入及び提供されるサービスの利用を行うなど、市内経済の好循環が図られるよう努めるとともに、市、産業振興団体及び金融機関が行う産業振興のための施策等に対する理解を深め、積極的な協力を行うものとします。

(2) 行政の関係部の相互連携

○本計画で掲げた飛騨高山ブランドのさらなる強化と地域資源の活用により「稼ぐ力」が向上し、市内経済へ波及することによる「経済の好循環」を実現していくためには、農商工連携や産業観光など異なった分野での連携が不可欠です。

○産業振興にあたっては、農林畜産や商工観光のみならず、福祉、医療、環境、防災、教育、文化、市民生活など幅広い連携が求められています。これら多岐に渡る分野において、効率的かつ効果的な産業振興施策を実施するため、さまざまな視点に立ち、組織を越えた横断的な取り組みを行います。

資料

1 産業振興計画策定にかかる意見交換会等

(1) 意見交換会

○商工観光関係

開催日	意見交換団体等	参加人数
平成31年1月28日	高山商工会議所議員	40名
2月7日	久々野地域商工観光関係団体	8名
2月12日	高根地域商工観光・農林畜産関係団体、まちづくり協議会	10名
2月13日	清見地域商工観光・農林畜産関係団体、まちづくり協議会	8名
2月14日	国府地域商工観光関係団体	5名
2月15日	一之宮地域商工観光関係団体、まちづくり協議会	4名
2月18日	朝日地域商工観光関係団体、まちづくり協議会	8名
2月21日	丹生川地域商工観光関係団体	6名
2月22日	荘川地域商工観光関係団体	11名
3月12日	上宝地域商工観光関係団体	11名
令和元年9月6日	高山市商店街振興組合連合会	16名
令和2年2月3日	高山商工会議所 正副会頭会議	4名
2月5日	清見地域商工観光関係団体、まちづくり協議会	6名
2月10日	荘川地域商工観光関係団体	6名
2月10日	丹生川地域商工観光・農林畜産関係団体	27名
2月12日	一之宮地域商工観光関係団体、まちづくり協議会	6名
2月13日	高根地域商工観光・農林畜産関係団体、まちづくり協議会	11名
2月14日	高山市商店街振興組合連合会	13名
2月17日	朝日地域商工観光・農林畜産関係団体、まちづくり協議会	12名
2月18日	久々野地域商工観光関係団体、まちづくり協議会	12名
2月20日	上宝地域商工観光関係団体	16名
2月25日	国府地域商工観光・農林畜産関係団体	16名
合計		256名

○農林畜産関係

開催日	意見交換団体等	参加人数
平成31年2月13日	一之宮地域農林畜産関係団体	12名
2月13日	久々野地域農林畜産関係団体	7名
2月15日	朝日地域農林畜産関係団体	12名
2月18日	国府地域農林畜産関係団体	12名
2月20日	荘川地域農林畜産関係団体	9名
2月20日	上宝地域農林畜産関係団体	6名
2月25日	丹生川地域農林畜産関係団体	15名
3月7日	高山地域農林畜産関係団体	16名
令和2年2月12日	上宝地域農林畜産関係団体	5名
2月14日	清見地域農林畜産関係団体	20名
2月20日	一之宮地域農林畜産関係団体	15名
2月21日	荘川地域農林畜産関係団体	20名
2月27日	久々野地域農林畜産関係団体	6名
3月12日	高山地域農林畜産関係団体	5名
合計		160名

※商工観光関係団体と合同で開催した意見交換については、商工観光関係にて計上しています。

(2) パブリックコメント

○募集期間

令和2年1月23日～2月21日

○集計結果

意見提出件数 1件

○資料の閲覧・配布場所

- ①商工観光部商工課、各支所地域振興課、市役所1階市民コーナー
- ②高山市図書館「煥章館」、高山市民文化会館、飛騨高山ビッグアリーナ、女性青少年会館
- ③市ホームページ

2 高山市産業振興基本条例

○高山市産業振興基本条例

平成 21 年 6 月 17 日

条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、高山市の産業の振興に関する基本理念、計画の策定及び役割の分担を定めることにより、産業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の好循環を図るとともに、歴史、伝統、文化、技術などを継承し、もって市内経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で事業を行うすべての者のほか、これから市内で事業を行おうとする者をいう。
- (2) 産業振興団体 商工観光関連団体、農林畜産業関連団体その他市内の経済活動に関わる団体をいう。
- (3) 金融機関 銀行、信用金庫、信用組合その他金融機関であって、市内に本店又は支店を有するものをいう。
- (4) 大学等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他の教育研究機関で、市、事業者、産業振興団体、金融機関又は一般財団法人飛騨高山大学連携センターと連携するもの及び一般財団法人飛騨高山大学連携センターをいう。
- (5) 地域資源 土地、自然、町並み、歴史、伝統、文化、匠、技、食、人材等の地域に根ざした産業活動に必要な資源をいう。
- (6) 域外市場産業 市外の需要者を主たる販売市場とした産業をいう。
- (7) 中小企業者等 事業者であって、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項各号に規定する中小企業団体及び農事組合法人をいう。
- (8) 域外資本企業 事業者であって、市外に本社を有するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を尊重しながら、豊かで特色ある地域資源の活用により域外市場産業の成長を促し、市内産業間や企業間のつながりを強化することにより、市内経済への波及と資金循環を促進し、市内経済の好循環の実現を目指すことを、事業者、産業振興団体、金融機関、大学等、市民及び市が共通認識し、連携のもと推進することを基本とする。

(産業振興計画の策定)

第 4 条 市長は、前条の基本理念に基づき、経済構造のあるべき姿を想定した産業振興計画を策定する。

(市の役割)

第5条 市は、第3条の基本理念及び前条の産業振興計画に基づき、産業振興のための施策を実施していくものとする。

2 市は、基本理念に基づいた事業者の取組に対し、積極的な支援を行い、良好な環境づくりに取り組むものとする。

3 市は、事業者、産業振興団体、金融機関、大学等、市民、国及び県との連携を図り、相互に情報交換及び協力が可能な体制を構築するものとする。

4 市は、中小企業者等の実態を把握し、中小企業者等の振興に関する施策を効果的かつ効率的に実施するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、常に自助努力及び経営革新に努めるとともに、地域住民との協調、市民の良好な生活環境の保全、地域資源の活用、市内産業とのつながりの強化、地球環境への負荷の低減並びに市民の消費生活の安定及び安全確保に取り組むものとする。

2 事業者は、産業振興団体に積極的に加入し、市又は産業振興団体が行う産業振興のための施策又は事業に率先して参画及び協力するよう努めるものとする。

3 域外資本企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、事業活動を行うにあたっては、市内において生産される商品の購入及び提供されるサービスの利用、市内における雇用の確保、景観への配慮に積極的に取り組むなど、市内経済の好循環が図られるよう努めるものとする。

(産業振興団体の役割)

第7条 産業振興団体は、基本理念に基づき、自らの組織の強化を図りながら、事業者の創意工夫及び自助努力を支援する活動を行うとともに、市と協力し、積極的に産業振興のための施策を実施するものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、基本理念に基づき、事業者が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう円滑な資金の提供、経営相談その他の方法により支援するとともに、産業振興のための施策に積極的な協力を行うものとする。

(大学等の役割)

第9条 大学等は、基本理念に基づき、産業振興のための施策に協力を行うよう努めるものとする。

(市民の協力)

第10条 市民は、市内において生産される商品の購入及び提供されるサービスの利用を行うなど、市内経済の好循環が図られるよう努めるとともに、市、産業振興団体及び金融機関が行う産業振興のための施策等に対する理解を深め、積極的な協力を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

高山市産業振興計画

令和2年3月

-
- 発行 高山市
■企画編集 高山市商工観光部・農政部・林政部・海外戦略部
〒506-8555
岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
電話 0577-32-3333(代)